

「(仮称)遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 事業全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について (H30, NEDO https://www.nedo.go.jp/library/environmental_overview_guidebook.html)」に示されるような前倒し調査を実施 (又は予定) している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。	本事業においては、前倒し調査は実施いたしません。
1-2	-	相互理解等	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	地域住民へは自治会を通すなどし、地域住民や関係自治体まで事業計画の進捗に応じた情報の共有や進捗の報告等を行い、本事業への相互理解を促進してまいります。
			2次	<p>①既に住民説明会を実施しているかと思いますが、意見の概要と事業者の見解に示されている内容のほかに、各地の説明会の中でどのような意見等が出たのか、また、それに対する事業者の見解についてご教示ください。</p> <p>②1次回答にあります「事業進捗に応じた」とは、工程でいうどの段階で、何回程度実施する想定なのか、具体的にご教示ください。</p> <p>③自治会を通した情報共有・進捗報告とは回覧板による周知でしょうか。具体的な手法についてご教示ください。</p> <p>④住民等への情報共有・進捗報告の手段としては、自治会を通した周知活動のほか、インターネット上での情報提供を継続的に行うことが有効と考えられますが、今後、準備書手続きまでの期間において、インターネット上で何らかの情報提供を行う予定はあるか、ご教示ください。</p>	<p>①説明会で出た質疑応答の概要を以下にお示しいたします。</p> <p>意見：対象事業実施区域の所有者は誰か？ 回答：事業計画地は国有林野である。</p> <p>意見：沈砂池はどのような構造か？ 回答：今後の調査結果にもよるが、現段階では降雨の際、沈砂池に水をため、土砂等を沈降させ上澄みのみ流すかたちで設計を考えている。</p> <p>意見：風車は杭打ちする予定か？ 回答：現時点は地中の調査を実施していないため、杭打ちするかどうか未定である。</p> <p>意見：どのくらいの幅の道路を新設する予定か？山の中で傾斜もあると思うため、道路を作るとなると土量の移動がかなりあると思われる。 回答：まずは既設道路の拡幅から検討する。現段階では詳細な設計は行っていないが、起立車でブレードを持ち上げる等、輸送方法を工夫し改変を可能な限り減らすよう努める。</p> <p>意見：残土はどう処理するのか？ 回答：事業計画地は国有林野内であるため、関係機関と協議を行い、適切な処理方法について相談した上で、工事を実施する。また、詳細設計時に切土・盛土の量についてバランスを取るようにし、残土の発生量を少なくするよう努める。</p> <p>意見：希少な野生鳥獣が生息していることが分かった場合、風力発電の計画はどうなるのか？ 回答：風車の近傍で重要な種の営巣や繁殖を確認した場合、影響を予測した上で、営巣地や繁殖地への影響を可能な限り回避・低減する。</p> <p>意見：事業終了後の計画はどうか？ 回答：事業計画地は国有林野内であるため、関係機関と協議を行い、社会情勢に合わせてリブレースも視野に入れ検討する。</p> <p>②現時点での想定になりますが、今後の環境調査における調査地点のご相談、立入り時のご挨拶、公告縦覧時、着工前等に事業に関する情報の共有や進捗報告を行う考えです。そのほか、事業計画に大きな変更が生じた場合や、地域住民の方からご要望があった場合等、適宜追加実施してまいります。</p> <p>③回覧板で周知できない住居がある場合もありますので、その点も含めて自治会長に相談し、実施いたします。</p> <p>④上記②および③の回答のとおり、準備書手続きまでの期間においてインターネット上での情報公開は行わず、地域住民への直接の報告と説明を通じて情報共有に努めてまいります。また、準備書公告縦覧において調査・予測・評価の結果や、それらの結果を踏まえた事業計画をお示しできればと思います。これらの情報は方法書同様に、インターネット上でも閲覧できる形式となります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-2	-	相互理解等	3次	2次回答③④について、自治会等を通じた地域住民との直接の報告・説明は重要ですが、説明会の開催については、遠軽町以外の市町村に居住し、遠軽町と関わりのある道民等に対してにも周知を行っていただきたいと考えます。 「意見の概要と事業者の見解」のNo. 27等に検討している旨の記載のある「2025年初頭頃や今後の準備書の公告縦覧前」に開催する説明会について、インターネット上で開催案内を行う予定か、ご指示ください。	インターネット（弊社HP）上でも開催案内を行う予定です。
追加 1-4	-	相互理解等 (追加)	1次	①郵送された意見書が貴社に届かない事態が生じた原因についてご教示ください。なお、貴社内における手続き上の誤りがあった場合はその詳細についても回答に含めてください。	① 弊社が開発業務のサポートを依頼しているNCD WIND株式会社（取締役が弊社業務執行社員と共通しております）は、青森県に本店を設置して業務活動をしておりますが、当該拠点においては、オフィス賃貸サービスを利用しております。本来であれば、本方法書に係る一般からの意見の受付前に、弊社としてもサービス契約を締結しなげればならなかったところ、当該契約の締結が完了しておらず、結果、郵便の受付がされず、郵便局によって送付元に返送されてしまうことが起こりました。 上記事態が発生してしまった原因は、契約担当社員と、実務担当社員の間における連絡ミスによるものでした。人為的なミスが原因となってしまった為、同じ事象が起らないような対策を講じております（⑥にて記載いたします）。
			2次	②貴社の電話番号は東京都の市外局番となっており、貴社職員は東京都に駐在しているものと思われませんが、意見の受付窓口を東京都内の事務所とせず、青森県内の事務所とした理由についてご教示ください。 ③再縦覧に関して、どのような手法により周知を実施したのかご教示ください。 ④1回目の意見受付において意見書を送付した全ての方から2回目の意見受付等において意見を受け取ることができたのでしょうか。また、意見書を送付した全ての方から意見を受け取れていない可能性がある場合、今後、どのように意見を把握できるよう努めていく予定であるかについても、併せてご回答ください。	② 上記①の回答に記載させていただいたNCD WIND株式会社は、陸上風力発電事業を開始した初期の頃は、特に青森県における案件の開発が大多数を占めており、そのような背景で、地元経済への貢献を鑑み、本店を東京都から青森県に移転した経緯がございます。同社は、弊社と役員が共通であり、開発業務のサポートをしております。このような背景から、弊社におきましても、青森県を拠点とすることにいたしました。青森拠点では、弊社の職員が出張やリモート勤務などで不在であった場合にも、郵便を受領することが出来る体制が整えられてあるべきでしたが、①のとおり、弊社の青森県のオフィスの契約が完了していなかったミスにより、はじめの意見受付期間において、弊社のオフィスが青森県になかったものです。 ③令和6年5月に実施した周知と同じ方法で周知をいたしました。具体的には、北海道新聞（旭川北見版）での公告と、遠軽町広報紙への広告掲載です。なお、再縦覧に関して、掲載冒頭に再実施に至った経緯を記載の上、再実施の公告を記載しております。 また、遠軽町広報紙については令和6年5月に実施した意見受付で頂いた「事業の種類：風力発電事業」の旨を記載するとともに、掲載枠の拡大を遠軽町へ相談の上、地域住民の方へわかりやすく風力発電機の概要図並びに対象事業実施区域の位置図を图示いたしました。 ④1回目の意見受付にて送付いただいたご意見については、送付者に返送されたことから、送付者の方からご連絡をいただきました。これらの方々には再提出のご依頼をさせていただき、全てご意見を受領することが出来ました。また、返送された方で、弊社にご連絡をしていただいていない方がいる可能性も考慮して、郵便局に、該当期間中の郵便数とその返送記録がないか照会しましたが、そのような記録はございませんでした。以上のことから、第一回に意見を提出して返送されたものの、弊社に連絡をいただいていない方がいる可能性は残っています。 第1回のご意見募集をお知りになっている方は、その際の公告をご覧になっている、またはご覧になった方からその旨を知ったのどちらかと考えられますところ、第1回と同様の媒体での公告を実施いたしました。なお、追加で実施しました再縦覧手続きにおいては、公告に本経緯を掲載し周知するとともに、2回目の縦覧期間中に行った説明会においても説明し、意見受領の漏れがないよう努めました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 1-4	-	相互理解等 (追加)	2次	<p>⑤2回目の縦覧期間中に行われた説明会において住民等からどのような意見があったか、また、それに対する事業者の見解について、ご教示ください。</p> <p>⑥今後の再発防止に向けて、貴社において対策を行っている場合や今後行おうとする対策がある場合には、その対策の内容についてご教示ください。</p>	<p>⑤2回目の縦覧期間中に行った説明会においていただいたご意見について、以下に概要として記載いたします。</p> <p>1) 住民説明会について 意見：調査前や準備書手続き開始前等に再度説明会を開催してほしい。次回の説明会ではスライド配布の他、今回の質問への回答を用意してほしい。 回答：ご要望を踏まえ、住民説明会の追加開催を検討する。</p> <p>2) 環境影響評価調査について 意見：輸送路沿いの騒音予測をしてほしい。渡り鳥を初めとした動植物、例えばハチクマ、ナキウサギ、ニホンザリガ二等に関し、調査を密にしてほしい。景観について、学校も眺望点として検討してほしい。 回答：ご意見を踏まえ、調査・予測内容を検討する。景観について、学校は不特定多数の利用がある地点に該当しないため、主要な眺望点としないが、住民からの意見を踏まえ、学校付近の公民館に準ずる地域の拠点施設を主要な眺望点として追加選定する。</p> <p>3) 地域貢献について 意見：例えば将来的に事務所の住所を遠軽町に移すなど、地域の自然エネルギーを利用して発電するのであれば、何かしらの地元貢献を検討してほしい。 回答：将来的には北海道管内に移す計画であり、地域貢献については今後検討する。</p> <p>4) その他 意見：撤去費用について将来的に積み立てに関する地域協定を求める可能性がある。事業で何か問題が生じた際に補償してほしい。 回答：地域の皆様との協議を通じて検討する。 意見：風車の輸送や建設の際にCO2が発生するので、事業全体で見た際のCO2削減量を提示してほしい。 回答：詳細を算出し、次回提示する。 意見：鳥獣保護区からバッファを取った事業計画としてほしい。 回答：今後の現地調査、専門家ヒアリング等を参考に配慮を検討する。</p> <p>⑥対策として以下の2点を実施しております。まず、当該サービス契約を実施する際には、該当する2名の社員のみではなく、他の社員も連絡に含めることいたしました。このようにすることで、2名の連絡内容に齟齬がある際には、他社員が注意を促すことができるような体制としております。また、ご意見受付期間が始まる際には、自社で青森オフィス宛に郵便を投函することで、問題なく配送されるかを事前に確認しております。 第2回の意見受付の際には上記対応をして、問題なく郵送物を受領できることを確認いたしました。 今後の手続きにおいても同様の対策をとり、再発防止に努めて対応いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-3	-	図書公表	1次	<p>①貴社ウェブサイトにおける、本方法書のインターネットでの公表期間は意見提出期限までとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。</p> <p>これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ることを目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 https://www.env.go.jp/press/105337.html R4.6.30改訂 http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/1033_01/file1.pdf）を発売し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていますが、本通知に対する事業者の見解についてご教示ください。</p>	<p>①インターネットでの公表期間は、広く環境保全の観点から意見を求められるよう法定期間に加えて、意見書の提出期日まで閲覧可能といたしました。</p> <p>電子縦覧図書のダウンロードや印刷は、第三者による無断複製等の著作権に関する問題、不正な利用等悪用の恐れを防ぐ目的から控えております。前述の通り環境影響評価図書を印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表するとは考えておりません。</p> <p>②相互理解が重要であると考えて一方で、①と同様の回答になりますが、第三者による無断複製等の著作権に関する問題、不正な利用等悪用の恐れがあるため、意見提出期限終了後の継続して公開することは考えておりません。なお、関係地域の住民の方等から問合せについては、その内容を踏まえて個別に説明する等の対応をいたします。</p>
			2次	<p>①インターネットで公開されたページへのアクセス数をご教示ください。また、その数値を見て、相互理解への効果を含めてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>②第三者による無断複製は、同業他社が行う可能性のある行為と思われるますが、複製の上、転用・悪用されにくくするよう、例えば要約書の一部や説明会資料等だけでも画像ファイル化し、ダウンロードを可能とすることは難しいのでしょうか。</p> <p>③1次回答②について、環境影響評価情報支援ネットワークに掲載されている一部の図書のPDFデータは、環境省のページ上での閲覧のみ可能、環境省以外のローカルPC等ではファイルが自動的に終了するよう設定されているものもあり、懸念される悪用は回避できると考えますが、こちらを踏まえ、継続して公表することによる利便性の向上について、改めて事業者の見解をご教示ください。</p> <p>④「第三者による無断複製等の著作権に関する問題、不正な利用等悪用の恐れ」について、これは同業他社との競争において自社（事業者及びコンサルタント会社）の経営に悪影響を及ぼすことを懸念されているものと考えますが、気候変動及び生物多様性の損失は喫緊の課題であることから、風力発電事業者の間での情報共有に積極的に取り組んでいただきたいと考えます。住民等の理解獲得に向けたノウハウやバードストライクやバットストライクの防止策等の情報共有などの協力関係を構築することにより、風力発電事業全般や気候変動問題への理解が進み、各事業者においてもスムーズに事業を進めさせることが可能になっていくものと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①再縦覧に係るインターネットで公開されたページへのアクセス数は174回（1回目は170回）でございました。他案件でも100～200回程のアクセス数でしたので、他案件同様に閲覧頂けたものと感じております。地域住民の皆様とはインターネットに限らず、対面での話しによって相互理解を促進していければと思います。</p> <p>縦覧場所で図書内容を確認された人数（10人（1回目は2人））とインターネットで公開されたページのアクセス数の差は、現在のインターネットおよびスマートフォンの普及により、時間と場所の制限がなく閲覧ができるインターネットで公開されたページにアクセスが偏ったものと思料します。</p> <p>②③④積極的な情報公開による利便性の向上につきましては、より意見の提出がしやすくなるよう、HP及び縦覧場所での図書閲覧期間を法定期間に追加し、意見書の提出日までといたしました。</p> <p>なお、第三者による無断複製、不正な利用等は、同業他社のみならず行われる恐れがあるものと思料しております。第三者による切り抜き等により偏った情報が拡散されることを防止するため制限しています。</p> <p>また、地域関係者の皆様にご理解いただくためには、インターネット上での情報公開ではなく、対面でお話しさせていただくことが一番ではないかと考えております。事業計画の進捗に応じた情報の共有や進捗の報告等について、1-2及び追加1-4の回答のとおり、調査前や準備書手続き開始前等に住民の方まで密に説明することで、本事業への相互理解を促進してまいります。</p>

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 2-14	3～ 19	2.2.4 対象事業実施区域、2.2.8-2 交通に関する事項、2.2.8-3(3) 工事の排水に関する事項	1次		
			2次	<p>風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、工事の濁水などについて、河川管理者と打合せしてください。</p>	<p>風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、工事の濁水などについて、河川管理者と打合せいたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 2-15	12	(4)主要な工 事の方法及び 規模	1次		
			2次	①改変予定箇所（風力発電機ヤード、道路造成部及び土捨て場）は約28.8haを想定しているとのことですが、1基あたりのヤードの大きさはどの程度を想定されているか、ご教示ください。 ②風力発電所を設置したことが要因となってオオハンゴンソウなどの幹線道路脇に生育しているような侵略的外来種が、対象事業実施区域となっているヤードや設置した作業道に定着してしまった場合（工事の実施前から定着している外来種を除く。）は、風力発電機設置後において抜き取り等の措置を講じることは予定されているでしょうか。	①1基あたりのヤードの大きさは4,000㎡を想定していますが、今後の詳細検討を踏まえ、可能な限り改変面積の低減を図ってまいります。 ②侵略的外来種が風力発電機設置後に定着した場合は、抜き取りの措置の実施を検討いたします。
追加 2-16	13 17	②電気工事、 (1)工事中仮 設備の概要、 (2)工事中用 水の取水方法 及び規模	1次		
			2次	仮設の工事事務所、沈砂池、変電所等の工作物の設置場所の検討に当たっては、p. 87、88に掲載されているような植物の重要な種の生育場所を回避する配慮が行われるものでしょうか。	調査の結果、工作物の設置予定箇所に植物の重要な種が生育する場合、まずはその場所を避けた工事計画とするよう、影響を回避できないかを検討いたします。万一、回避が難しい場合には専門家へのヒアリング等を通じて環境保全措置を検討し、可能な限り影響を低減するよう配慮いたします。
2-1	13	b. 緑化に伴 う修景計画	1次	①「改変部分のうち、切盛法面は平面緑化（種子吹付け等）を実施し、・・・（中略）・・・緑化に当たっては、用地管理者と協議を行い、植生の早期回復や安全性確保の観点等から、極力在来種を使用した配合及び周辺環境に配慮した適切な手法について検討を行う」とありますが、外来種を使用する可能性があるものかご教示ください。また、外来種を使用する可能性がある場合は、検討されている種をご教示いただくとともに、侵略的外来種には該当しないかについての見解を伺います。 ②また、道内在来種であっても、遺伝子保全上、極力、現地に近い場所を産地とする種子や苗木を使用することが望ましいと考えますが、この点についての事業者の見解を伺います。 ③記載のある協議先の「用地管理者」は、風力発電を設置する国有林を管理する森林管理署でしょうか。	①②緑化の際に使用する種については、現段階では種の選定までは検討していないことから、外来種を使用する可能性があります。基本的には在来種を想定しております。可能な限り在来種の中でも対象事業実施区域が立地する地域に近い産地の種子の採用を検討し、詳細については、今後の関係機関と協議の上、計画いたします。 ③ご理解の通りです。
			2次	緑化に使用する種は準備書段階で明らかになる予定でしょうか。 在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。 参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf	緑化に使用する種は準備書段階では詳細検討中となりますが、在来種による緑化については「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会）」を参考にしつつ、知見と技術を有する企業様へ相談の上、計画してまいります。
			3次	緑化に使用する種は準備書段階では詳細検討中となることですが、候補となる種を準備書手続き段階でご提示いただけるよう、知見を有する緑化事業者と早期に相談するなど検討を進めていただくようお願いいたします。	準備書手続き段階で緑化に使用する種の候補を可能な限り提示できるよう、緑化事業者まで早期に相談いたします。
2-2	13	2. 交通に 関する事項(1) 工事中道路	1次	「また、各風力発電機の設置箇所に至るアクセス道路の整備に当たっては、既存道路の拡幅等（伐採・造成等）は最小限に留めるとともに、近隣住民に対し事前に十分な説明を行う」の記載について、ここで言う「アクセス道路の整備」範囲には、p. 14の図に示される「輸送ルート」やp. 15の図に示される「工事関係車両の主要な走行ルート」を含む必要がないことを確認済みであると解してよろしいでしょうか。そうではない場合は、拡幅等を行う可能性のあるルートをご提示ください。	アクセス道路として利用予定の既存道路における拡幅等について、現時点で想定している箇所は方法書p. 6の「改変予定箇所」として図示いたしました。なお、現時点では詳細設計を行っていないことから、改変予定箇所については今後の現地調査の結果や関係機関との協議等を踏まえて変更する可能性があります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-3	17	(3)工事中の排水に関する事項 ② 生活排水	1次	「対象事業実施区域もしくはその近隣に設置する仮設の工事事務所からの生活排水は、手洗水等を想定するが、微量であるため、浸透枦等を設け自然浸透させる等適切に処理する。」について、浸透枦を設置するにあたって自然環境に配慮することを検討している事項がありましたら、その内容についてご教示ください。	工事事務所からの生活排水については浸透枦等を設け、自然浸透させる計画ですが、排水は手洗水等の微量に限られることから、自然環境への影響はほぼないものと考えております。
2-4	17	(3)工事中の排水に関する事項	1次	工事中の用水は、車両洗浄等に使用するとされていますが、車両洗浄により発生した汚水の排水に係る計画をご教示ください。	車両洗浄を行う場合には沈砂池等を設置し、土砂等を沈降させ、上澄みの水を排水処理するなどの対応を計画いたします。
2-5	17	(4)土地利用に関する事項	1次	風力発電機組立用ヤードは造成後に一部緑化を行うとされていますが、緑化を行うか否かは、何を基に決定されるのでしょうか。また、緑化を行わない箇所は裸地のままとするのでしょうか。どのような対応を想定されているかをご教示ください。	風力発電機組立ヤードの法面部分について緑化を実施し、ヤードは裸地もしくは砂利敷きを想定しております。なお、緑化は可能な限り造成時の表土等を活用し、造成により生じた切盛法面は必要に応じて種子散布吹付け工等による早期緑化を計画いたします。
			2次	ヤードを裸地のまま放置すると特定外来生物を含めた帰化植物に占拠されるといった指摘が報告されています。外来種の分布拡大防止・生態系および景観の保全のために、裸地を放置することは望ましくなく、在来植生に近い形での緑化・修復が必要と考えますが、事業者の見解をご教示ください。	供用後もメンテナンスのため風力発電機管理用ヤードとして利用する計画です。そのため、部分的に裸地もしくは砂利敷きとする予定です。緑化については極力在来種の種子を選定する方針であり、なるべく対象事業実施区域が立地する地域に近い産地の種子を優先的に用いるのが望ましいと考えておりますが、最終的には関係機関と協議の上、決定いたします。また、外来種の拡大防止措置としては、抜き取り除去を行うことを検討しております。
2-6	17	(5)樹木伐採の場所及び規模	1次	経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」において方法書の「①工に関する事項」においては「土地改変面積、盛土量、切土量及び樹木伐採面積に係る想定を記載する。」こととされていますが、この内「樹木伐採面積」はどの程度を想定されているか、ご教示ください。	樹木伐採面積は、29.79haを想定しています。
2-7	19	(7)残土に関する事項	1次	残土は、対象事業実施区域の土捨て場で処理を行う予定とされていますが、p. 6の図2. 2-1(3)に示された土捨て場の位置には、p. 43の図3. 1-8によると朝日の沢川が確認され、残土の河川への流出が懸念されます。このため、土捨て場の位置をどのように決定したのか、また、残土の処理方法や河川流出防止対策を具体的にどのように想定しているのかをご教示ください。	土捨て場の位置は、土砂崩れが発生しにくい地山の傾斜が緩い場所を選定しております。残土の処理方法は、盛土の高さを2m以下を予定し地山への負荷をあまり与えないよう考えております。また、河川流出防止策として、沈砂池等の排水設備を設置する事により下流域の河川へ残土流出の防止を図ってまいります。
			2次	残土は必ずしも事業実施区域内で処理しなければならないものではないと考えますが、常時水流がなくとも、あえて、谷に設置する必要があるのでしょうか。水質への影響や、土砂災害発生に係る懸念を考え、区域外で処理することも検討する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	残土について、1次回答のとおり土砂災害発生に係る懸念を考え、国土地理院地図を基に土砂崩れが発生しにくい地山の傾斜が緩い場所を選定しております。また、水質への影響については、沈砂池等の排水設備を設けることで影響の低減に努めてまいります。今後の環境調査および航空レーザー測量による地形把握等を行い、谷部を埋める計画とせず、引き続き安全確保に努めた事業計画にしていければと存じます。
2-8	21	① 検討対象エリアの設定	1次	検討対象エリアとして設定した理由として、風況条件及び社会インフラ整備状況を確認したとされていますが、当該条件に当てはまる地域は、国内に多数存在すると思われるが、図2. 2-9の範囲を検討対象エリアに設定された理由について、差支えない範囲でご教示ください。	開発ノウハウに関する重要な情報になりますので、全てをご回答するのは難しくございますが、風況条件及び社会インフラ整備状況に加え、関係自治体への事前ヒアリング、自然公園地域及び自然環境保全地域が周囲に存在しないこと等の状況を踏まえ、検討対象エリアを設定しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-9	21	② 法令等の制約を受ける場所の確認	1次	確認された法令等の名称をご教示ください。なお、対象として想定した場所が確認されなかった法令等を含めてご回答願います。	対象事業実施区域の検討時において、確認した法令等は「国土利用計画法の都市地域」、「自然公園法の国立公園/国定公園」、「北海道立自然公園条例の道立自然公園」、「自然環境保全法の原生自然環境保全地域/自然環境保全地域」、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の自然遺産」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の鳥獣保護区/特別保護地区」、「森林法の保安林」、「国有林野における緑の回廊、保護林」、「砂防指定法の砂防ダム」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域」です。このうち、方法書p. 25に記載の鳥獣保護区、砂防ダム、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、保安林以外は検討対象エリアにおいて確認されませんでした。
2-10	21 29	② 法令等の制約を受ける場所の確認 図2. 2-14(3) 対象事業実施区域及び風力発電機の設置予定位置(図2. 2-12 との重ね合わせ)	1次	検討対象エリアに鳥獣保護区、砂防ダム、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び保安林が存在することを確認しており、この内、鳥獣保護区と土砂災害警戒区域は、対象事業実施区域と一部重複しております。法令等の制約を受ける場所として、なぜ、この2つの区域を確認されたのか、理由をご教示ください。	対象事業実施区域の検討時において確認した法令はQ2-9の回答のとおりです。このうち「鳥獣保護区、砂防ダム、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び保安林」が検討対象エリア内に存在していたことから、方法書p. 21においてはその旨を記載いたしました。なお、鳥獣保護区域には、更に特別保護地区や特別保護指定区域が設定されておりますが、これらの特別保護地区とは異なり、鳥獣保護区は広範に設定されており、また規制の概要としては狩猟が認められないものとなっております。また、土砂災害警戒区域は、既設道路路上にかかっているものです。アクセス道として使用する可能性はありますが、その場合には安全面で十分な土木工事対策を講じた上で使用することを念頭にしております。上記を踏まえつつ、安全性を担保した上で事業を実施することが可能であると考えた為、事業実施区域と重複しておりますが含めることにいたしました。なお、これらの区域は、風力発電機の設置予定位置からは除外し、施工内容は風力発電機等の輸送のための既設林道の拡幅のみとした計画といたしました。
			2次	1次回答の「なお、鳥獣保護区域には、更に特別保護地区や特別保護指定区域が設定されておりますが、これらの特別保護地区とは異なり、鳥獣保護区は広範に設定されており、また規制の概要としては狩猟が認められないものとなっております。」は正しい表記でしょうか。特別保護指定区域は少なくとも道内にはない用語と思われる。また、瀬戸瀬鳥獣保護区は特別保護地区がない鳥獣保護区であるため、誤解を与える内容となっているものと思われ。修正の必要がある場合は修正内容をご回答ください。	1次回答を以下回答に修正いたします。対象事業実施区域の検討時において確認した法令はQ2-9の回答のとおりです。このうち「鳥獣保護区、砂防ダム、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び保安林」が検討対象エリア内に存在していたことから、方法書p. 21においてはその旨を記載いたしました。なお、鳥獣保護区域については更に特別保護地区が設定される場合がありますが、本事業近傍に位置する瀬戸瀬鳥獣保護区には特別保護地区の指定はなく、工作物の新築等、木竹の伐採の規制がないことを確認しています。また、土砂災害警戒区域は、既設道路路上にかかっているものです。アクセス道として使用する可能性はありますが、その場合には安全面で十分な土木工事対策を講じた上で使用することを念頭にしております。上記を踏まえつつ、安全性を担保した上で事業を実施することが可能であると考えた為、事業実施区域と重複しておりますが含めることにいたしました。なお、これらの区域は、風力発電機の設置予定位置からは除外し、施工内容は風力発電機等の輸送のための既設林道の拡幅のみとした計画といたしました。
2-11	21	③ 環境保全上留意が必要な場所の確認	1次	環境保全上留意が必要な施設として、学校及び福祉施設以外に確認対象としたものはないのでしょうか。学校及び福祉施設以外に対象としたものがある場合には、その内容もあわせてご教示ください。	「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和6年)において、配慮すべき保全対象として『住居専用地域、学校、病院、福祉施設等の環境影響を受けやすい地域又は対象』とあることから、学校、病院、福祉施設及び住宅等を確認対象といたしました。なお、対象事業実施区域及びその周囲には、用途地域の指定及び病院はございません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-12	21 30	④ 対象事業実施区域等の設定	1次	<p>① 「「①検討対象エリアの設定」から「③環境保全上留意が必要な場所の確認」までの検討経緯を踏まえ、図2.2-14 のとおり「対象事業実施区域及び風力発電機の設置予定位置」を設定した。」との記載がありますが、環境保全上留意が必要な施設（学校及び福祉施設）の確認結果を対象事業実施区域の設定及び風力発電機の設置予定位置の設定にあたり、どのように活用されたのかをご教示ください。</p> <p>② 「「①検討対象エリアの設定」から「③環境保全上留意が必要な場所の確認」までの検討経緯を踏まえ、図2.2-14 のとおり「対象事業実施区域及び風力発電機の設置予定位置」を設定した。」との記載がありますが、また、「③環境保全上留意が必要な場所の確認」においては、検討対象エリアにおける環境保全上留意が必要な施設及び住宅等の分布状況について示されており、「環境保全上留意が必要な施設（学校及び福祉施設）が存在する。」と記載されています。対象事業実施区域の設定にあたり、住宅等との分布状況の確認結果をどのように活用されたのかをご教示ください。</p>	<p>①②環境保全上留意が必要な施設（学校及び福祉施設）の確認結果については、対象事業実施区域の設定ではなく、風力発電機の設置予定位置の検討に際し活用いたしました。</p> <p>活用の際には、風力発電機の設置予定位置について、方法書p.21の注釈のとおり、500mの離隔を確保するように検討いたしました。現時点において予定している風力発電機の位置は、最寄りの住宅等までの距離は約1.6km、環境保全上留意が必要な施設（学校及び福祉施設）までの距離は約6.0kmであり、500mの離隔を十分確保した事業計画であることを確認いたしました。</p>
2-13	27	図2.2-14(1) 対象事業実施区域及び風力発電機の設置予定位置（図2.2-10 との重ね合わせ）	1次	<p>風力発電機No.11の東側にある風速6.5m/s以上の範囲に風力発電機の設置が予定されていない理由をご教示ください。</p>	<p>等高線の間隔が狭く傾斜地であるため、風力発電機組立用ヤードの施工が難しく、風力発電機の設置を予定いたしませんでした。</p>

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	43	図3.1-8 主要な河川及び湖沼の状況	1次	<p>本図では、河川上に風力発電機が位置しています。実際には河川上に位置しないよう計画されている場合には、その離隔状況がわかる図をお示しください。また、河川上に計画されている場合には、なぜ、そのような計画とされたのかをご教示ください。</p>	<p>本方法書の作成に当たっては、対象事業実施区域及びその周囲の水域の文献資料調査として、「国土数値情報（河川データ）」を使用しております。</p> <p>一方で事業計画の検討に当たっては、環境アセスメントデータベースEADAS（イーダス）及び国土地理院地図を元とした机上検討の他、現地踏査を実施し、いずれの場合でも河川上流の水流が見られなかったため、本図の計画といたしました。</p> <p>なお、今後の環境調査において方法書p.190のとおり、常時水流の状況を確認し、その現地調査結果を踏まえ、河川における直接変化がないことを確認する考えであり、常時水流の状況の現地調査結果については準備書においてお示しいたします。</p>
			2次	<p>① 対象事業実施区域内に一級河川湧別川水系の普通河川が含まれていることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。</p> <p>② 現地踏査を何月に実施されたのかをご教示ください。また、平水時の常時水流だけでなく、融雪期等、河川流量の多い時期の状況を把握する必要性について、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③ 常時水流が確認された箇所から上流側は、地下水の水位が高い可能性があり、土地改変に伴い、河川への濁水や土砂の流入などの影響が懸念されます。このため、水環境への影響の観点から、今後、風力発電機設置位置をどのように検討していくことを想定されているのかをご教示ください。</p>	<p>① 河川への影響について、1次回答のとおり河川における直接変化を避けるとともに、沈砂池等の排水設備を設置する事により下流域の河川へ残土流出の防止を図る考えです。今後の現地調査結果も踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲の河川へ濁水の影響に配慮した事業計画を検討いたします。</p> <p>② 現地踏査は方法書作成時の2023年12月に行いました。今後の常時水流の状況の現地調査については、河川流量の多い時期である融雪期も対象となるように実施いたします。</p> <p>③ 今後の手続きにおいては、常時水流が確認された箇所から上流側へ風力発電機の設置を検討する場合も含め、風力発電機設置位置でボーリング調査を行います。その結果、地下水が確認された場合には設置位置の変更を検討する等、濁水対策等を適切に実施することで、事業による水の濁りによる影響を低減してまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-16	52 ～ 80	3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 1. 動物の生息の状況	1次		
			2次	天然記念物に指定されている鳥類の繁殖の確認調査及び生息状況調査、並びにバードストライク及び移動経路阻害の可能性に係る調査について、専門家の助言等に基づき、適切かつ十分に行ってください。	天然記念物に指定されている鳥類の繁殖の確認調査及び生息状況調査、並びにバードストライク及び移動経路阻害の可能性に係る調査については専門家の助言等に基づき、適切かつ十分に行うようにいたします。
追加 3-17	55 資1- 3 資2- 2	表 3.1-15(2) 動物相の概要 文献(インターネット) 表 1(1) 文献その他の資料一覧(動物)	1次		
			2次	図書の記載における「全国越冬分布調査 2016-2021年」との記載は、「全国鳥類越冬分布調査報告 2016-2022年」ではないでしょうか。確認の上、正しい内容をお示しください。	ご指摘のとおり、資料名の誤りであり、正しくは「全国鳥類越冬分布調査報告 2016-2022年」となりますので、準備書において当該表記に修正いたします。
3-2	57	(1)動物相の概要	1次	以下についての事業者の見解と、これを受けて調査手法へ反映した部分があればお示しください。 ①センシティビティマップにおいて、対象事業実施区域を含むメッシュは重要種のオジロワシ、オオワシ及びクマタカの確認により「注意喚起レベルB」となっていること。 ②対象事業実施区域の周辺において、オジロワシ及びオオワシの1～10羽の冬季滞在が確認されていること。 ③対象事業実施区域を含むメッシュにおいて、ハチクマ、オジロワシ、ハイタカ、オオタカ、クマタカ及びハヤブサの生息が確認されていること。	①～③センシティビティマップで確認された希少猛禽類の種及び滞在等の時期に留意し、希少猛禽類では定点観察法による調査を実施いたします。対象事業実施区域及びその周辺における希少猛禽類の生息状況、渡り鳥の飛翔状況について、そのリスクの程度も含めて調査によって把握し、事業実施による影響を極力低減するよう努めてまいります。
追加 3-18	59～ 60 資1- 3	各図の出典 文献(インターネット)	1次		
			2次	図書の記載における「風力における鳥類のセンシティビティマップ 環境アセスメントデータベース」との記載は「風力発電における鳥類のセンシティビティマップ 環境アセスメントデータベース」ではないでしょうか。確認の上、正しい内容をお示しください。	「風力発電における鳥類のセンシティビティマップ 環境アセスメントデータベース」となりますので、準備書において正しい表記に修正いたします。
3-3	61 62	図3.1-17(1) 日中の鳥類の渡りルート(ガン・カモ・ハクチョウ類) 図3.1-17(3) 夜間の鳥類の渡りルート	1次	対象事業実施区域の周辺にガンカモ類や猛禽類の渡りルートが見られるほか、夜間の鳥類の渡りルートが区域と重複しています。渡りの状況を把握できるよう、調査手法に反映する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。特に夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われませんが、何か調査手法を検討されておりましたら、その内容も併せてご教示ください。	対象事業実施区域は方法書p.61のとおり、日中の渡りのルートからは離れておりますが、渡りの中継地となりやすいダムや河川を確認できる調査定点を設定いたしました。夜間の渡り鳥についてはICレコーダーを設置し、改変区域上空の通過の有無を確認いたします。
			2次	昼夜の渡り鳥全般の調査地について、ダムや河川等の寄留地のみに頼りすぎずに設定してください。ダムや河川等のみならず、事業地に降り立たない渡り鳥も存在します。そうした渡り鳥の飛翔ルートはどのように調査するのでしょうか。 また、夜間の渡り鳥のうち鳴き声を発する種類や個体は数%以下ですので、ICレコーダーでは評価できません。レーダーまたは暗視機器による直接観察による調査によって適切に飛跡を記録し、推定衝突数を算出してください。	渡り鳥全般の調査地については、ダムや河川等の寄留地のみならず、調査範囲を通過する渡り鳥の経路についても把握できるように、調査範囲の上空を見渡すことの可能な調査地点を検討いたします。 夜間の渡り鳥については、レーダー調査や暗視機器による調査は運搬上の課題(舗装された道路でなければレーダー機器の運搬が不可)や調査員の安全面を考慮し使用いたしません。現時点では渡り鳥調査における日の出前及び日の入直後の目視で確認可能な時間帯(それぞれ30分程度)の飛翔状況を観察いたします。また、暗視機器による調査結果の解析は手法が確立しているものではないため、推定衝突数による予測ではなく、標高の地形条件や風況観測の結果等の環境要因間の相関や寄与率も踏まえて夜間の渡りの経路の予測評価を行うことを検討しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-3	61 62	<p>図3. 1-17(1) 日中の鳥類の 渡りルート (ガン・カ モ・ハクチョ ウ類)</p> <p>図3. 1-17(3) 夜間の鳥類の 渡りルート</p>	3次	<p>レーダーは運搬上の課題があるとのことで理解しましたが、サーマルスコープ等の暗視機器であれば運搬が容易であること、また、車両上からの目視確認調査は調査員の安全も確保することが可能であり、対応可能かと思われず。また、日の出前及び日の入直後の各30分程度では十分なデータが取得できず過小評価となる可能性が考えられます。</p> <p>また、「暗視機器による調査結果の解析は手法が確立しているものではない」と回答がありましたが、最新の暗視機器を使用することで、日中と同等の精度の調査結果を得ることが可能と思われることから、暗視機器の使用による調査を実施いただきたいと思いますと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>現時点においては、サーマルスコープ等の暗視機器を用いた調査については、既存文献において、鳥類とコウモリが判別できた例（文献1）やオオタカを用いた実証実験によって50m程度の距離であれば識別可能であったという例（文献2）があります。また、先般、サーマルスコープを試験的に調査で使用した研究発表を聴講する機会があり、2024年時点においても、飛翔高度はレーザー測距計等の組み合わせでないと把握が困難であること、種判別についても鳴き声による情報を基にした判断が主体で録音調査と同等の精度であること、サーマルスコープは外気温の影響を受けやすいこと等、調査手法は未だ研究段階であるとの認識です。また、確立されていない調査手法や解析手法により得られる結果はその精度の正当性が担保できず、予測結果が恣意的となる可能性もあると考えます。以上の理由から、現時点においては、サーマルスコープ等の暗視機器を用いた調査については2次回答のとおり実施しない方針です。なお、日の出前及び日の入り後の時間帯の設定については、（文献3 p3-83）で時間別（10分毎）の飛跡数を整理した結果、『渡り行動は主に日の入り後に開始され、日の出後に減少した。夜間の間は渡り行動は継続的に続いた。』との記載から、薄明薄暮により目視観察が想定できる時間として記述しております。ただし、日の出前に全くデータ取得ができなかった調査日の例（文献3 p3-83：図3-16、春季01回目St. 019）も存在しておりますが、把握の可否は、調査日の天候等の条件によって左右される可能性が考えられます（文献3では春・秋ともに曇りの日の出・日の入り前後の飛翔確認数が少ない状況です。）。</p> <p>天候等の環境によって左右されないように計画では春季と秋季に3日間ずつ調査を行います。夜間の渡りが確認されず、それが天候等の環境要因であると考えられる場合には、過小評価とならないよう調査日を延長するなどの対応を検討したいと考えております。</p> <p>また、今後の手続きにおいては引き続き最新の知見を収集し、専門家等からの助言も踏まえながら、サーマルスコープ等の暗視機器を用いた調査実施が可能であると判断した場合は夜間調査時の補足的な実施を検討いたします。なお、鳴かない種については把握ができない手法となりますが目視による確認のほか、ICレコーダー調査での確認例を踏まえて過小評価とならないような調査に努めます。</p> <p>（文献1） 複数の調査手法を用いた鳥類調査等の結果について （参考）（電安課 平成28年） https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/tyouruitiesyoua.pdf</p> <p>（文献2） 新技術等を用いた猛禽類の調査手法に関する技術資料 （国土交通省 平成28年） https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryoku/tnn/tnn0907pdf/ks090706.pdf</p> <p>（文献3） 平成29年度鳥類の渡りルートに関する調査及びセンシティブティマップ作成等委託業務報告書（環境省 平成29年） https://www.env.go.jp/nature/seisaku/list/yasei_furyoku/sensitivity_map/index.html</p>
3-4	83 85	<p>図3. 1-25 現存植生図</p> <p>図3. 1-26 文献その他の 資料調査による 植生自然度</p>	1次	<p>①植生自然度9の区域に位置している風力発電機（配置計画位置）が4箇所、対象事業実施区域の北西側にあります。当該4箇所における植生としては、「2 エゾイタヤシナノキ群落」及び「5 下部針広混交林」だと思われず、調査の結果、配置計画位置に自然度9の植生が確認された場合、変更は回避されるのでしょうか。</p> <p>②また、直接的な樹木伐採が行われなくても土地の改変による影響を受ける可能性があると思われず、なぜ配置の検討時に植生自然度9の区域を回避しなかったのかについて、ご教示ください。p. 27の図2. 2-25に示される風況の状況においては、対象事業実施区域の東側の範囲においても風況は変わらないように見えますが、地形や地質の関係等の要因により、東側の範囲は設置が困難な状況なのでしょうか。</p>	<p>①調査の結果、自然度9の植生が確認された場合には、回避又は低減を図ってまいります。</p> <p>②地形等の要因に加えて、風力発電機の安全性から風力発電機間の離隔距離を確保するため、植生自然度9の区域に配置いたしました。東側の範囲も設置が困難な状況ではないと思われず、方法書p. 85に図示しております風力発電機の設置予定位置の変更を検討するなど、今後の調査、予測及び評価の結果等を踏まえて、植生自然度9の樹木伐採及び土地の改変による影響の回避又は十分な低減を図ってまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-5	95	図3. 1-29 食物連鎖模式図	1次	第4章p. 226の生態系の調査手法の「表4. 2-2(36)注目種選定のマトリクス表」に記載のある種（フクロウ、クマタカ、オオワシ、オジロワシ、ユキウサギ、カラ類、タヌキ）の内、フクロウ、オオワシ、カラ類及びタヌキに関しては本図に記載がありませんが、本地域の典型性及び上位性種を確認できるようにするためにも、本図に記載する必要はないでしょうか。	食物連鎖模式図には代表的な種の一列のみを記載しておりました。ご指摘を踏まえ、食物連鎖模式図に追加し、別添資料北海道1次Q3-5にお示しいたします。
3-6	98	1. 景観の状況 表3. 1-38 眺望点の概要	1次	各眺望点からの最大垂直視野角についてご教示ください。	各眺望点と最寄りの風力発電機までの距離を基に最大垂直視野角を算出いたしました。可視領域図により不可視である「眺望岩」を除く各眺望点からの最大垂直視野角は以下のとおりです。 なお、最大垂直視野角の算出にあたっては、安全側での条件として、風力発電機と眺望点との標高差及び風力発電機の手前に存在する樹木や建物等の遮蔽物は考慮しておりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽の丘えんがる公園（見晴牧場）：1.3度 ・薬師山：1.8度 ・道の駅遠軽森のオホーツク：1.3度 ・社名淵地域公民館：3.0度 ・若松公民館：2.6度 ・清川会館：1.4度 ・栄野公民館：2.1度 ・湯の里公民館：1.5度 ・遠軽町役場丸瀬布総合支所：1.5度
			2次	①主要な眺望点等からの垂直視野角は1.0度以上となるため、主要な眺望点からの眺望に配慮した位置・配置となるように、地域との合意形成を図るようお願いいたします。 ②地域の景観の保全を考える上では、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮することのみならず、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要となります。風力発電機の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道景観計画」 ・「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」 を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	①承知いたしました。 ②風力発電機の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明を行う等、相互理解の促進に努めてまいります。 また、景観法の届出に際しては、「北海道景観計画」、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考にいたします。
3-7	103	表3. 1-40 人と自然との 触れ合いの活動の場及びその概要	1次	人と自然とのふれあい活動の場については、公的なHPや観光パンフレット等に掲載されている情報を元に抽出したとされていますが、選定にあたり、関係市町村や関係団体にヒアリングは実施しているのでしょうか。している場合はその概要を、していない場合はヒアリングをせずに人と自然とのふれあい活動の場が網羅できていると考えた理由についてお示しください。	人と自然との触れ合いの活動の場の選定について、現段階では、関係市町村等へのヒアリングは実施しておりません。本方法書の縦覧によって、関係機関や地元の方からご意見を承り、それらを踏まえ、現地調査前に改めて関係市町村に直近の状況を含めてヒアリングの上、最終的な調査地点を検討いたします。
追加 3-19	111	2. 土地利用 規制の状況	1次		
			2次	農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。 <ul style="list-style-type: none"> ・農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地又採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。 ・農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。 	承知いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-20	111 112 113	(3)森林法に 基づく地域森 林計画対象民 有林	1次		承知いたしました。
			2次	<p>対象事業実施区域及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合、知事の許可を受ける必要がありますので、オホーツク総合振興局産業振興部林務課と打合せをしてください。</p> <p>なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。</p> <p>【新規許可の場合の審議会諮問基準】</p> <p>①開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ②開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ③開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 （最新の水資源保全地域については別途確認すること。）</p>	
追加 3-21	112 113	<p>図3.2-3土地 利用基本計画 図（農業地 域）及び農用 地区域</p> <p>図3.2-4 土地 利用基本計画 （森林地域） 及び地域森林 計画対象民有 林</p>	1次		承知いたしました。
			2次	<p>対象事業実施区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。</p>	
3-8	114 115	(1)水道用水 としての利用	1次	<p>対象事業実施区域及びその周囲に取水地点はないとのことですが、下流域に位置する場合には、取水地点及びその集水域を明示した図をお示しください。また、取水地点は水道事業ビジョンによる確認のみで自治体へのヒアリングはされていないということでしょうか。今後実施を予定されておりますでしょうか。ヒアリングをされていない場合には、自治体にヒアリングを実施する必要性及び今後の実施予定に係る事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>遠軽町経済部水道課へヒアリングし、最新の水道取水地点を確認いたしました。対象事業実施区域周囲及びその下流域に位置する水道用水の取水地点及び集水域について、別添資料北海道1次Q3-8にお示しいたします。</p> <p>①②③別添資料北海道1次Q3-8において、湧別川取水口の集水域について、一部が対象事業実施区域内に含まれており、改変の可能性がございます。サナブチ川取水口の集水域については、改変区域との重複はございません。本図については今後の図書に記載いたします。</p> <p>また、水道用水の取水地点に係る集水域については今後の詳細設計の中で改変区域の低減を図り、重複がある箇所について工事前に水道事業者との協議を実施いたします。</p>
			2次	<p>①1次回答で示された資料北海道1次Q3-8に記載の湧別川取水口について、今後の図書に明示するとともに、工事にあたっては、事前に水道事業者との事前協議をお願いします。</p> <p>②1次回答で示された資料北海道1次Q3-8に記載のサナブチ川取水口の集水域と対象事業実施区域の重複状況をご教示ください。また、上記と同様に、当該取水口について図書への明示や、水道事業者との事前協議をお願いします。</p> <p>③水道用水の取水地点に係る集水域と対象事業実施区域が重複していますが、重複箇所において、どのような土地の改変を想定されているのかをご教示ください。</p> <p>また、水道用水の取水地点に係る集水域での土地改変は避けることが望ましいと考えますが、今後、土地の改変区域をどのように検討していくことを想定されているのかをご教示ください。</p>	
			3次	<p>2次質問③の「重複箇所において、どのような土地の改変を想定されているのか」に対する回答がないものと思われ、湧別川取水口の集水域と重複している箇所でのどのような工事（道路拡幅に伴う伐採、掘削等、具体的な内容）を予定しているのか改めて伺います。</p>	

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-9	114	(2)農業用水としての利用	1次	①「湧別川の河川水を農業用水として利用している」との記載について、これは湧別川の支流（サナブチ川等）も含まれますでしょうか。 ②農業用水に係る取水地点の確認状況及び、取水地点が下流域に位置するかについてご教示ください。また、取水地点が下流域に位置する場合には、取水地点及びその集水域を明示した図をお示しください。	①②遠軽町農政林務課へのヒアリングによると、農業用水は主に湧別川を利用しているとのことですが、取水地点や利用状況等の詳細は把握していないとのことでした。そのため、湧別川の支流（サナブチ川等）が含まれるのか、また、取水地点が下流域に位置するかについても詳細は把握出来ておりません。
			2次		
			3次	1次質問の内容について、その後、2回目の説明会等で知り得た情報があれば、ご教示ください。	取水地点については説明会等で意見はいただいております。なお、個別にヒアリングを実施するなどし、取水地点に関する情報収集に努めているところです。
3-10	114	2. 地下水の利用状況	1次	①水道の取水地点は区域及びその周囲にはないとされていますが、遠軽町の水道所管部局に確認された結果であると解してよろしいでしょうか。 ②p. 119の図3. 2-7において、対象事業実施区域周囲に住宅等が存在する旨示されておりますが、飲用井戸の有無についての確認状況及び今後の対応方針についてご教示ください。	①遠軽町経済部水道課へヒアリングし、対象事業実施区域及びその周囲において、水道水の地下水の取水地点はないことを確認いたしました。 ②個人所有の井戸について、位置や利用状況は確認できておりません。今後の現地調査において確認に努めます。
			2次	1次質問の②に係り、土地の改変を行う場所から1kmの範囲内の飲用井戸の利用状況について確認の上、飲用井戸の水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を行ってください。	個人所有の井戸について、今後、環境アセスメントの現地調査と並行して実施する調査において、可能な限り位置や利用状況の把握に努めてまいります。本事業の改変区域を含む集水域と地下水を利用する井戸の集水域とが重なる場合には、浅井戸の取水位置を正確に把握した上で、改変による集水域の変化を回避または極力低減させるように留意いたします。なお、利水状況には個人情報が含まれるため、環境影響評価図書への記載は控えさせていただきます。
3-11	117	図3. 2-6 主要な道路と交通量観測区間	1次	p. 15に示された工事関係車両の主要な走行ルート of 全ルートを対象とした範囲の図をお示しください。また、主要な走行ルートの交通状況について、本図の範囲外に位置することにより表3. 2-9主要道路の交通状況に示されていない情報がある場合には、その内容もあわせてご教示ください。	方法書p. 15の範囲における主要な道路と交通量について、別添資料北海道1次Q3-11にお示しいたします。
3-12	119	図3. 2-7 配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概況	1次	p. 15の図2. 2-6(1)に示された工事関係車両の主要な走行ルートを網羅する範囲を対象とする必要はないと判断された理由をご教示ください。	方法書p. 15の生コン工場から工事関係車両が走行した場合においても、一般道道711号及び主要地方道137号における工事関係車両の走行台数に変わりはありません。そのため、図3. 2-7の図郭において、配慮が特に必要な施設や住宅等の位置を把握いたしました。
			2次	石北本線（遠軽駅より南の路線）よりも東側について把握する必要はないと判断された理由をお示しください。	方法書p. 15の生コン工場から工事関係車両が走行した場合においても、一般道道711号及び主要地方道137号における工事関係車両の走行台数に変わりはないことから、図3. 2-7の図郭において、配慮が特に必要な施設や住宅等の位置を把握いたしました。
3-13	126	図3. 2-9 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	1次	湧別川には、環境基準の類型指定（河川A類型、生物A類型）がされていますが、本事業が湧別川の水質に影響を及ぼすかについて、事業者の見解をお示しください。	湧別川の支流であるカクレ沢川において、水質及び魚類調査地点を設定しております。今後の現地調査、予測及び評価を通じて、まずはカクレ沢川に沈砂池からの排水が流入するか否かを確認いたします。
3-14	149	⑥鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等	1次	対象事業実施区域の一部が瀬戸瀬鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）と重なっていますが、当該重複部分の施工内容（どのような改変を予定されているか）と施工時における野生鳥獣への配慮内容についてご教示ください。	施工内容は、風力発電機等の輸送及び工事関係車両が走行するため、既設林道の拡幅を予定しております。現時点において、3つのアクセス道候補を想定しておりますが、どのアクセス道候補を利用するか決まっております。また、詳細設計も実施しておりませんので、どの程度の拡幅が想定されるかお答えが難しいことから、準備書において詳細をお示しいたします。なお、その詳細設計の検討時には可能な限り改変を最小限に抑える、樹木の伐採を最小限とする等の配慮を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-22	154 159 161	(4)国土防災 関係 ⑥山地災害危 険地区調査要 領に基づく山 地災害危険地 区	1次		
			2次	対象事業実施区域及びその周囲には、「山地災害危険 地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく、山 地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のお それがあることから、山地災害危険地区へ影響しない 場所への施設計画を検討してください。	可能な限り山地災害危険地区へ影響しない事業計画を 検討いたします。
追加 3-23	160	図3. 2-16 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域の指定状 況	1次		
			2次	対象事業実施区域内に土砂災害警戒区域が指定されて いるので、必要に応じて、オホーツク総合振興局網走 建設管理部と打合せを行ってください。	承知いたしました。
3-15	161	図3. 2-17 砂防ダム、土 砂災害危険箇 所、山地災害 危険地区、土 砂災害警戒区 域	1次	①対象事業実施区域内に土石流危険区域や土砂災害警 戒区域が含まれており、土砂流出による水質や生態系 への影響が懸念されますので、影響の回避・低減に対 する事業者の見解をご教示ください。 ②風力発電機設置のための作業用道路が3本配置され ておりますが、区域の中央部に位置する1本について は「土石流危険区域」であることが示されており、ま た、その西側（山頂側）は比較的急こう配な斜面があ る状況です。このような状況を鑑み、中央の作業用道 路は設置しないことも検討されているものか、状況に ついてご教示ください。	①土石流危険区域や土砂災害警戒区域の指定地域が存 在することを踏まえ、今後の詳細設計において可能な 限り改変を最小限に抑える等の配慮を行います。ま た、事業の実施に当たっては沈砂池等の排水設備を設 置する事により下流域の河川への濁水の流入防止に努 め、水質や生態系への影響の低減を図ります。 ②ご指摘の通り、区域の中央部に位置する作業用道路 は、北側及び南側に位置する作業用道路と比べて難易 度が高いと史料しております。今後の現地調査等を踏 まえて、作業用道路のルート設計をします。中央部の 作業用道路については設置しないことも含めて検討し てまいります。

4. 「第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	167	表4. 1-4 環境影響評価 の項目の選定	1次	<p>①建設機械の稼働を要因とする振動について選定されていませんが、「発電所に係る環境影響評価の手引」(p. 217)においては、「工事用道路等を改変する場合であって、かつ、当該工事場所の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合」には環境影響評価項目として設定するとされています。</p> <p>本事業では、対象事業実施区域に隣接した住宅等が存在しており、振動による影響が懸念されますので、環境影響評価の項目として選定する必要がないと判断された根拠をご教示ください。</p> <p>②建設機械の稼働を要因とする水環境（水質及び底質）について選定されていませんが、図3. 1-8 (P48)では、風力発電機の位置が、河川と重複していますので、環境影響評価項目として選定する必要がないと判断された根拠をご教示ください。</p>	<p>①対象事業実施区域に住宅等が隣接していますが、当該住宅の付近における工事は道路の拡幅程度であり、振動が発生するような工事は行いません。風力発電機の建設工事において、風力発電機のヤード位置においては振動が発生する工事は行いますが、「風力発電所の環境影響評価の参考項目の見直しについて」（令和2年5月）において、0.75万～5万kWの風力発電所の工事サイトを対象とした建設機械の稼働による振動の実測調査の結果、調査対象としたすべての工事サイトにおいて、振動の環境基準等を大きく下回っております。この結果を踏まえ、令和2年8月に発電所アクセス省令が改正され、「建設機械の稼働」に係る「振動」の項目が参考項目から削除されていることを踏まえ、建設機械の稼働に伴う振動は選定していません。</p> <p>②Q3-1の回答のとおり、現地踏査において河川上流の水流は見られませんでした。なお、今後の現地調査においては常時水流の状況を確認し、その結果を踏まえ水環境への影響を検討いたします。</p>
			2次	<p>建設機械の稼働を要因とする窒素酸化物及び粉じん等についても、振動と同様に、環境影響評価項目として選定する必要はないか、事業者の見解をお示しください。また、環境影響評価項目として選定しない場合においても近傍の民家等への配慮として想定されている対応がありましたら、その内容をご教示ください。</p>	<p>対象事業実施区域に住宅等が隣接していますが、当該住宅の付近における工事は道路の拡幅程度であること、また、建設機械の稼働を要因とする窒素酸化物及び粉じん等については、令和2年8月31日の「発電所アクセス省令」の改正に伴い、「建設機械の稼働」に係る「窒素酸化物」及び「粉じん等」の項目が削除されたことを踏まえ、環境影響評価項目として選定いたしません。</p> <p>なお、当該住宅の付近における工事については、建設機械の稼働を要因とする窒素酸化物及び粉じん等を極力低減するよう、工事計画の策定時には以下の対応を検討し、配慮に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程調整による工事量の平準化により、建設機械の稼働台数の低減を図る。 ・建設機械は工事規模にあわせて適正に配置し、効率的に使用する。 ・作業待機時はアイドリングストップを徹底する。
4-2	171 172	表4. 2-1(1)(2) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応	1次	<p>資料編2-4に記載のウスリホオヒゲコウモリ（環境省レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類（VU））は、2名の専門家から分布の可能性に係る情報はなかったものでしょうか。</p>	<p>ウスリホオヒゲコウモリは対象事業実施区域及びその周囲での生息分布に関する情報はなく、専門家の聴取でも直近年における対象事業実施区域及びその周囲での生息は確認されておりません。ただしコウモリ類は長距離移動の可能性を含むとし、専門家の指摘を踏まえ最新の知見を反映した上で、網走市及び置戸町における確認記録を記載しております。</p>
追加 4-41	171 ～ 176	表4. 2-1 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応	1次		
			2次	<p>コウモリ類を除く各分野について、1名からのみの意見聴取となっており、哺乳類・両生類・爬虫類についてはまとめて1名からの意見聴取となっております。1名のみからの意見聴取では知見の偏りや見解の相違等を反映できていない可能性があり、発電機の影響が大きい可能性がある鳥類、昆虫類、植物については、複数の専門家から意見を聴取すべきではないかと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>知見の偏りのない専門家を選定していると認識しており、また、専門家から伺った見解についても、科学的見地と事実に基づく内容であることを当社としても確認しております。今後住民説明会や意見書等で重要な生物の生息状況等の新たな地元の情報が入手できた場合には、ヒアリング対象を広げて実施することを検討いたします。</p>
			3次	<p>2次回答の「今後住民説明会や意見書等で重要な生物の生息状況等の新たな地元の情報が入手できた場合」には、現地調査による重要な生物の情報の入手も含まれているという認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、現地調査において新たに重要な生物の生息を確認した場合にも、ヒアリング対象を広げて実施することを検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-3	172	表4.2-1(2) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 (専門家B)	1次	<p>①専門家から「ナキウサギは・・・(中略)・・・対象事業実施区域に生息している可能性は低い。現地で生息環境等を確認した場合はコールバック法等の追加調査を検討すること」との意見があります。ナキウサギが生息するような環境(岩場等)は現段階で確認されているのか、ご教示ください。</p> <p>②オオイタドリが枯れ始める時期におけるコウモリ類の確認可能性について意見がありますが、オオイタドリの枯れ始める時期は何月頃か、また、その時期にコウモリ調査は実施されるのかご教示ください。</p>	<p>①事前の現地確認において、ナキウサギが生息するような環境については現時点では確認されませんでした。今後の現地調査にてナキウサギの生息に適した環境が確認された場合は、コールバック法等の追加調査を検討いたします。</p> <p>②オオイタドリが枯れ始める時期は年による変動の可能性はあるものの概ね10～11月であり、枯れたオオイタドリの葉を目視により観察するため、秋季の哺乳類の任意観察調査を該当の時期に実施し、その中で対応する考えです。</p>
4-4	173	表4.2-1(3) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 (専門家C)	1次	<p>①オジロワシの繁殖場所について専門家から情報提供がありますが、最も南側の風力発電機の予定位置から4km程の場所に位置しているものと思われます。今後の調査で営巣が確認された場合、当該つがいに関する飛翔経路等の調査以外に、何らかの追加調査を予定している場合にはその内容をお示しください。また、バードストライクの防止に向けて、アセス結果をどのように生かし、どのような対策を検討される予定か、ご教示ください。</p> <p>②鳥類の夜間調査について、鳴き声により把握可能な種に関する記載がありますが、鳴き声による把握が不可能な種に対してはどのような調査手法を検討しているのか、ご教示ください。</p>	<p>①オジロワシの繁殖場所については、最も南側の風力発電機の予定位置から4km程の場所に位置しているものと考えことから、現時点では営巣が確認された場合の追加調査は予定しておりません。また、バードストライクの防止に向けては、鳥類の分布状況及び飛翔経路から衝突確率を算出し、衝突確率の高い配置については見直しを検討いたします。</p> <p>②夜間調査については目視での確認が困難なため、鳴き声により把握可能なフクロウ類等を対象とし、鳴き声での判別が困難な種については本調査の対象としておりません。フクロウ類について鳴き声での判別が困難な場合は非繁殖期に樹洞等の確認を実施する等の目視調査にて対応いたします。</p>
			2次	<p>①オジロワシについて、風力発電施設1基につき、どの程度の年間衝突数となった場合、配置の見直しを検討するのかお示しください。</p> <p>②フクロウ類のうち、鳴き声での把握ができないのはどの種類でしょうか。それらについて種ごとにどのような調査をするのか明らかにしてください。なお、非繁殖期のフクロウ類は基本的に鳴かない上に、必ずしも樹洞に入るわけではないので、各種の確認を目的とした調査を実施する必要があると思います。事業者の見解をお示しください。</p> <p>③鳴き声での判別が困難な種は調査対象としないとのことですが、夜間の渡りのルートが対象事業実施区域と重複していること、フクロウ類のほか文献調査でヨタカやヤマシギ、オオジシギなど夜間に活動する種が確認されていることから、鳴き声での判別が困難な種に対しても調査を実施しないと、正しい予測・評価結果が得られないと考えます。レーダーやサーマルカメラ、サーマルスコープも夜間の調査に有効な手段と考えますが、そのような機器を活用して夜間の鳥類の飛翔状況(科レベルでの識別や飛翔高度等)を把握する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①年間予測衝突数の具体的な数値の基準は示されていないことから、現地調査を実施して得られた飛翔軌跡をもとに年間予測衝突数を算出し、その年間予測衝突数やオジロワシの生息状況について専門家への意見聴取を行います。その結果を踏まえて、必要に応じて配置の見直しを検討いたします。</p> <p>②鳴き声による把握が困難な非繁殖期のフクロウ類については、任意観察による目視調査で可能な限り把握に努めます。専門家からのご助言を踏まえ、現地踏査による樹洞の調査を実施し、小型のフクロウ類の確認に努めます。</p> <p>③夜間の渡りについては科レベルでの識別による評価や飛翔高度の評価の把握が必要かについて、専門家等からの助言も踏まえながら調査の実施を検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-4	173	表4.2-1(3) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 (専門家C)	3次	<p>①2次質問の②について、フクロウ類のうち、鳴き声での把握ができないのはどの種類なのか、回答がないものと思われるので、ご回答をお願いします。 また、Q3-3の回答内容を踏まえすと、任意観察による目視調査においても暗視機器を使用しないとのことかと思われませんが、2次質問②に記載のとおり、非繁殖期のフクロウ類は基本的に鳴かない上に、必ずしも樹洞に入るわけではないことから、暗視機器を使用しない方法では、事業地におけるフクロウ類の生息状況や飛翔経路等の把握は困難ではないでしょうか。このことについて、事業者の見解を伺いますとともに、今後、鳴き声での把握ができない種について、各種ごとに、どのような調査を行う予定か、ご教示ください。</p> <p>②2次質問③の回答について、夜間の渡りについてのみの回答となっておりますが、夜間に活動する鳥類全般（①で質問しているフクロウ類以外）についての回答をお願いします。 なお、バードストライクの防止のため、夜間の鳥類の飛翔状況（科レベルでの識別や飛翔高度等）を把握する必要があると考えますが、本手続きは方法書段階であることから、調査方法について今後の検討とする旨の回答に留めることは望ましくないものと考えます。可能な限り、具体的な対応方針のご回答をお願いします。</p>	<p>①2次回答は文献その他の資料による動物の重要な種として抽出されたフクロウ類に基づき回答しております。鳴き声による把握が困難な場合としては非繁殖期のオオコノハズク、シロフクロウ、シマフクロウ、キンメフクロウ、アオバズク、トラフズクを想定しております。なお、繁殖期であっても鳴き声のみでの識別が困難な可能性も考えられることから、繁殖期における夜間録音調査のみではなく、日中の鳥類調査でも茂みや樹洞のようなフクロウ類の生息環境に留意し、生息状況の確認に努めることで、事業地におけるフクロウ類の生息状況の把握は可能であると考えております。</p> <p>現時点においては、サーマルスコープ等の暗視機器を用いた調査については、既存文献において、鳥類とコウモリが判別できた例（文献1）やオオタカを用いた実証実験によって50m程度の距離であれば識別可能であったという例（文献2）があります。また、先般、サーマルスコープを試験的に調査で使用した研究発表を聴講する機会があり、2024年時点においても、飛翔高度はレーザー測距計等の組み合わせでないと把握が困難であること、種判別についても鳴き声による情報を基にした判断が主体で録音調査と同等の精度であること、サーマルスコープは外気温の影響を受けやすいこと等、調査手法は未だ研究段階であるとの認識です。また、確立されていない調査手法や解析手法により得られる結果はその精度の正当性が担保できず、予測結果が恣意的となる可能性もあると考えます。以上の理由から、現時点においては、サーマルスコープ等の暗視機器を用いた調査については2次回答のとおり実施しない方針です。そのため、夜間のフクロウ類の飛翔経路の把握は想定しておりません。なお、今後の手続きにおいては引き続き最新の知見を収集し、専門家等からの助言も踏まえながら、サーマルスコープ等の暗視機器を用いた調査実施が可能であると判断した場合は夜間調査時の補足的な実施を検討いたします。</p> <p>②ヨタカは夜行性種のため、10レコーダーによる録音で生息状況を確認いたします。シギ類は日中の鳥類調査でも把握が可能な種であると考えておりますが、バードストライクのリスクが高いオオジシギのディスプレイ飛翔等が確認された場合は、可能な限り飛翔高度等の記録に努めます。現時点においては、サーマルスコープ等の暗視機器を用いた調査については、既存文献において、鳥類とコウモリが判別できた例（文献1）やオオタカを用いた実証実験によって50m程度の距離であれば識別可能であったという例（文献2）があります。また、先般、サーマルスコープを試験的に調査で使用した研究発表を聴講する機会があり、2024年時点においても、飛翔高度はレーザー測距計等の組み合わせでないと把握が困難であること、種判別についても鳴き声による情報を基にした判断が主体で録音調査と同等の精度であること、サーマルスコープは外気温の影響を受けやすいこと等、調査手法は未だ研究段階であるとの認識です。また、調査手法が確立されていない調査結果及びその解析手法では調査精度に不確実性が残り、予測が恣意的となる可能性もあると考えております。そのため、推奨される機器のスペックを始めとした手法が確立されておらず、調査精度が担保できない可能性があることから、2次回答のとおり実施しない方針です。そのため、ヨタカの飛翔高度の把握は想定しておりません。今後の手続きにおいては引き続き最新の知見を収集し、専門家等からの助言も踏まえながら、より十分な結果が得られるような手法を模索してまいります。</p> <p>(文献1) 複数の調査手法を用いた鳥類調査等の結果について (参考) (電安課 平成28年) https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/tyouruitiesyoua.pdf</p> <p>(文献2) 新技術等を用いた猛禽類の調査手法に関する技術資料 (国土交通省 平成28年) https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0907pdf/ks090706.pdf</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-5	175	表4.2-1(5) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 (専門家E)	1次	ニホンザリガニ及びカワシンジユガイの2種は「種特異的PCR法での実施でよい」との意見がありますが、本手法にて調査する予定はあるでしょうか。また、環境DNA調査についての意見もありますが、魚類調査の際に併せて把握するという認識でよろしかったでしょうか。	現時点では底生動物を対象とした調査は、定性採集調査による直接確認を主として考えておりますが、底生動物の中でニホンザリガニやカワシンジユガイについての種特異的PCRによる調査については、魚類調査との同時実施を基本に検討してまいります。
4-6	176	表4.2-1(6) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 (専門家F)	1次	植物の専門家から「当該地では大部分が植林地であるため基本的に1季でよいと思われるが、湿地や岩場等があれば、植物相の調査と併せて補足的に実施することも選択肢の一つである。」との意見に対し、「ご助言を踏まえ、植物の調査時期を表4.2-2(32)のとおり設定いたしました。」との事業者の対応に係る記載がありますが、p.219においては植生に係る現地調査の時期を夏と秋の2季としております。湿地や岩場等が確認されない場合には、植生に係る調査時期を1季に減らす可能性があるのかご教示ください。	現地調査で植生が単一であることが確認された場合は1季のみとする可能性がありますが、本方法書の作成にあたっては想定される最大の回数として2季としました。
			2次	「湿地や岩場等」とありますが、湿地、岩場以外にどのような環境を指摘されたのか、「等」について具体的にご教示ください。また、岩場及び湿地以外に、貴社が複数季実施すべき環境としてどのようなものを想定しているのか、事業者の見解をご教示ください。	植生調査を複数季節実施する必要がある環境として、湿地及び岩場が挙げられており、その他に複数季実施すべき環境に該当する環境は言及されておりません。植林地のように通年で植生の変化がない単調な植生が大部分を占める場合は1季節といたしますが、湿地や岩場のように季節的な変化が想定される植生については、複数季で実施することを想定しております。
4-7	178	表4.2-2(1) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)	1次	2.(1)道路交通騒音の状況に関し、天気、風向・風速、気温、湿度を調査する必要性に対する見解をご教示ください。	道路交通騒音の測定については、後述の04-10の回答のとおり、安定した天候下において調査を実施いたします。また、風による風雑音の影響が認められた場合も測定は行わないことから、天気、風向及び風速は調査いたしません。気温及び湿度については、騒音の長距離伝搬では重要な要素となりますが、道路交通騒音の調査では音源が測定点の近くにあることから、調査は行いません。
4-8	178 186	表4.2-2(1) 表4.2-2(9) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)	1次	影響要因の区分を工事用資材等の搬出入とする騒音2.(3)、振動2.(2)道路構造の状況に関し、「調査地点の道路構造」として把握する具体的な内容をご教示ください。	道路構造として盛土・切土の有無や高架、平面の別を想定しております。
4-9	178 186	表4.2-2(1) 表4.2-2(9) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)	1次	影響要因の区分を工事用資材等の搬出入とする騒音2.(4)、振動2.(3)交通量の状況における【現地調査】に関し、走行速度を調査する必要性に対する見解をご教示ください。	交通量の状況の現地調査においては、方向別及び車種別の交通量を調査いたしますが、参考として方向別の車速も確認いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-10	179 187	表4.2-2(2) 表4.2-2(10) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)	1次	影響要因の区分を工事用資材等の搬出入とする騒音及び「5.調査期間等」における(1)【現地調査】について、 ①「平日及び土曜日」とされていますが、日曜・祝日は工事関係車両の出入りはないと解してよろしいでしょうか。 ②「6～22時」とされていますが、工事関係車両の走行時間をどのように想定されているかをご教示ください。 ③騒音及び振動の状況を把握できる調査日は、どのように決定されるのかをご教示ください。	①日曜・祝日は工事を実施しない計画です。 ②調査は「騒音に係る環境基準について」に基づく昼間(6～22時)を対象としていますが、実際に走行する時間は8～17時を予定しております。 ③道路交通騒音及び振動調査においては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省、平成27年)の「道路に面する地域編」における以下の記載を参考に決定する考えです。 ・自動車交通量は観光地等を除いて季節的に大きな変動は見られないが、天候等が安定していることから騒音の測定は秋季に行うことが望ましい。また、自動車交通量は曜日により大きく変動するため「平均的な状況」として平日に行うこととする。季節的には秋季以外に行うことも可能であるが、年末年始、帰省時期、夏休み等教育機関の休みの時期は避けるべきである。
4-11	179	表4.2-2(2) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)	1次	影響要因の区分を工事用資材等の搬出入とする騒音10.(2)において、「騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)と、調査及び予測結果との間に整合性が図られているかどうか」について評価するとしていますが、具体的にどのように評価するのかをご教示ください。	方法書p.124,125に記載の「騒音に係る環境基準」との比較を行います。なお、基準値については現地道路の状況を踏まえ、参考としてA及びB地域(昼間55デシベル以下)等の地域に則した基準値を用いる予定です。
4-12	180 182 184	表4.2-2(3) 表4.2-2(5) 表4.2-2(7) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)	1次	建設機械の稼働を要因とする騒音並びに施設の稼働を要因とする騒音及び超低周波音の「3.調査地域」について、対象事業実施区域及びその周囲とは、図4.2-1に示された範囲全域を指すと解してよろしいでしょうか。	建設機械の稼働を要因とする騒音並びに施設の稼働を要因とする騒音及び超低周波音の調査地域については、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、図4.2-1で示す範囲を示しております。
4-13	180	表4.2-2(3) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)	1次	建設機械の稼働を要因とする騒音の5.(1)環境騒音の状況に係る【現地調査】について、 ①「6～22時」とされていますが、建設機械が稼働する時間帯をどのように想定されているかをご教示ください。 ②「1回実施する」とされていますが、「建設機械の稼働による騒音の状況を把握できる時期及び期間」は、具体的にどのように設定するのかをご教示ください。なお、季節に対する見解や土曜・日曜・祝日を休日とするかを含めた回答としてください。	①調査は「騒音に係る環境基準について」に基づく昼間(6～22時)を対象としていますが、実際に建設機械が稼働する時間は8～17時を予定しております。 ②建設機械の稼働に伴う騒音の調査においては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省、平成27年)の「一般地域編」における以下の記載を参考にいたします。 ・騒音の測定は、1年を代表すると思われる日を選び行う。通常は騒音レベルが1年のうちで平均的な状況となる日で、土曜日、日曜祝日を除く平日に行う。 なお、日曜・祝日には原則工事を実施いたしませんので、調査の実施は平均的な状況となる期間の平日を予定いたします。また、冬季は休工期間であること、夏季においては虫の鳴き声による影響がある可能性を踏まえ、季節については春季又は秋季にて検討いたします。
			2次	1次回答②について、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」の目的は、『「一般地域」における環境基準の達成状況の評価する方法及びそのための騒音の把握方法を示すこと』とされており、環境アセスにおける建設騒音による影響の予測・評価を目的としたものではありません。 発電所に係る環境影響評価の手引では、調査期間等について「1～4季について平日又は休日、或いはその両日」とされていることを踏まえ、土曜に調査を実施する必要はなく、また、季節を1季のみとすることが妥当である根拠をお示しください。	ご指摘の点を踏まえ、複数季節で平日及び土曜の調査を実施いたします。なお、冬季は休工期間であること、夏季においては虫の鳴き声による影響がある可能性を踏まえ、春季及び秋季の2季節での調査を実施いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-14	181	表4.2-2(4) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)	1次	建設機械の稼働を要因とする騒音の「10. 評価の手法」において、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合が図られているかを検討する必要はないと判断された理由をご教示ください。また、「騒音に係る環境基準について」との整合性について評価するとしていますが、具体的にどのように評価するのかをご教示ください。	対象事業実施区域に住宅等が隣接していますが、当該住宅の付近における工事は道路の拡幅程度であり、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に規定される特定建設作業は行わないことから、当該規制の基準との整合に関する評価は不要と判断いたしました。 建設機械に伴う騒音の予測結果について、参考として「騒音に係る環境基準について」に規定される昼間55デシベルとの比較評価を行う予定です。
4-15	182	表4.2-2(5) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)	1次	施設の稼働を要因とする騒音の5.(3)風況において、風況観測塔におけるデータを取得する高さをご教示ください。	風速計は約57m, 49m, 40m, 30m、風向計は約53m, 49m, 40mに設置予定になります。
			2次		
			3次	風力発電機のハブ高さは約112m (p. 11) とされていますが、より高い位置でデータを取得する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	風況観測塔データを補完するかたちで、ドップラーライダーを用いてハブ高さ以上もデータ取得する予定です。
4-16	183 184	表4.2-2(6) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境) 表4.2-2(7) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)	1次	施設の稼働を要因とする騒音及び超低周波音の5.(1)における【現地調査】について、 ①環境騒音と超低周波音の調査期間は同一期間とするかについて、ご教示ください。 ②72時間の測定において、平日及び休日の測定とするのかをご教示ください。なお、回答にあたっては、そのように判断された理由をあわせてご教示ください。	①施設騒音と超低周波音の調査期間は同一期間とします。 ②対象事業実施区域の周囲の主な騒音源が、川のせせらぎ音、風による音、木々の擦れる音等と想定されますので、平日と休日では環境騒音に違いはないと考えているため、測定期間は必ずしも休日も含めた日程とはいたしません。
4-17	187	表4.2-2(10) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境)	1次	振動の10.(2)において、「振動規制法施行規則」に基づく道路交通振動の要請限度との整合性について評価するとしていますが、具体的にどのように評価するのかをご教示ください。	方法書p. 138に記載の「道路交通振動の要請限度」との比較を行います。なお、基準値については現地道路の状況を踏まえた上で、参考として第1種区域の要請限度の値を用いる予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-18	188	表4. 2-2(11) 騒音及び超低 周波音、振動 調査地点の設 定根拠	1次	<p>①工食用資材等の搬出入に係る調査地点について、設定根拠に「工事関係車両の走行が集中する地点」とありますが、工事関係車両の走行が集中するルートをご教示ください。</p> <p>②工食用資材等の搬出入に係る調査地点について、発電所に係る環境影響評価の手引においては、調査地域について、「原則として、工食用資材等の搬出入に用いる自動車が集まる対象事業実施区域周辺の主要なルートのうち、一般車両台数に比べ、工食用資材等の搬出入に用いる自動車の割合が大きいルートとする。」とされています。このことを踏まえ、主要地方道137号について、環境1の方向と環境2の方向に分岐した後のルート沿道に調査地点を設定する必要はないか、また、一般道711号の沿道に調査地点を設定する必要はないか、本図郭外に調査地点を設定する必要はないかについて、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③建設機械の移動に係る調査地点について、対象事業実施区域の南端付近を対象とした調査地点が設定されていません。既存道路の拡幅が想定される範囲と思われませんが、当該範囲周辺の住宅等を対象とした調査地点を設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p>	<p>①②方法書p. 15の生コン工場から工事関係車両が走行した場合においても、一般道711号及び主要地方道137号における工事関係車両の走行台数に変わりはありません。そのため、環境1の方向と環境2の方向に分岐した後のルート沿いではなく、また工事関係車両の主要な走行ルートが分岐する手前の住宅を対象としました。</p> <p>③対象事業実施区域の南部の住宅等については、工事は道路の拡幅程度であり、長期に渡って騒音を発生する工事は実施しないことから、当該範囲周辺の住宅等を対象とした調査地点を設定しませんでした。</p>
			2次	<p>①1次回答①について、石北本線よりも東側に位置する工事関係車両の主要な走行ルートの交通量として示されているデータがないことを踏まえ、当該範囲に調査地点を設定する必要がないと判断する根拠をお示しください。</p> <p>②1次回答②について、発電所に係る環境影響評価の手引では、調査地域について、「原則として、工食用資材等の搬出入に用いる自動車が集まる対象事業実施区域周辺の主要なルートのうち、一般車両台数に比べ、工食用資材との搬出入に用いる自動車の割合が大きいルートとする。」とされていることを踏まえ、改めて、主要地方道137号について、環境1の方向と環境2の方向に分岐した後のルートに調査地点を設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③1次回答③について、長期に渡って騒音を発生する工事を実施しないことをもって、影響の程度を予測・評価しないことを妥当とする根拠をお示しください。</p>	<p>①方法書p. 15の生コン工場から工事関係車両が走行した場合においても、主要地方道137号における工事関係車両の走行台数に変わらないと考えるものの、石北本線よりも東側に位置する工事関係車両の主要な走行ルートの交通量として示されているデータがないことから、当該ルート沿いにおいて調査地点を追加いたします。</p> <p>②ご指摘を踏まえ、現地状況を踏まえ、環境1の方向と環境2の方向に分岐した後のルート沿いでの追加調査を検討いたします。なお、工事車両の走行が万が一ない場合には、調査は実施しない可能性があります。</p> <p>③工事は道路の拡幅程度であり、長期に渡って騒音を発生する工事は実施しない方針ですが、現時点において工事の詳細計画までは策定していないことから、準備書にかけて工事計画の詳細を確認した上で、影響を予測・評価いたします。</p>
4-19	190	表4. 2-2(12) 調査、予測及 び評価の手法 (水環境)	1次	2. (1)浮遊物質量の状況に係る【現地調査】について、水温を測定する必要性に対する見解をご教示ください。	浮遊物質量の測定時には参考として水温も測定し記録する考えです。
4-20	190	表4. 2-2(12) 調査、予測及 び評価の手法 (水環境)	1次	「4. 調査地点」について、「発電所に係る環境影響評価の手引」では、利水状況を考慮するとされています。このため、調査地点は、利水者と協議の上、決定することが望ましいと考えますが、利水者との協議状況及び今後の協議に係る事業者の見解をご教示ください。 また、調査地点の設定に当たり、把握されている利水状況について、どのような検討をされたのかをご教示ください。	利水者との協議は現時点では未実施ですが、水質調査地点の集水域については、現時点における改変予定箇所を網羅しておりますので、利水者への影響について適切に予測及び評価をできるものと考えます。なお、現地調査開始前に協議を実施し、調査地点に関するご意見があれば適宜調査計画に反映する考えです。
			2次	1次回答において「適宜調査計画に反映」とされていますが、どのような場合に調査計画に反映しないことが想定されるのかをご教示ください。	利水地点によってはその集水域と改変予定箇所が重複しない可能性もあることから、一次回答において「適宜」と記載いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-21	191	表4. 2-2(13) 調査、予測及び評価の手法 (水環境)	1次	5. (1)浮遊物質量の状況に係る【現地調査】において、「1 降雨につき複数回実施」すると計画されていますが、どのような段階に分けて採水する計画なのか、また、計画どおり採水するためにどのような対応をとられるのかについて、ご教示ください。	降雨時調査については、降雨前のピンポイント予測をもとに調査の実施を判断いたします。この時、降雨のピークが20時以降3時以前の時間帯と推測される場合には安全面の観点から、原則として調査は実施いたしません。 また、調査当日においてはピンポイント予測や気象レーダーの状況等を踏まえ、降雨ピーク時間帯に60～90分間隔での調査を実施いたします。 調査の回数は降雨ピーク前後に各1.2回、ピーク時間帯に2.3回とし、一雨の調査で4～6回とする予定です。透視度計により濁りが収束したことを確認した上で終了いたします。
4-22	191	注釈	1次	対象事業実施区域の最寄りの地域気象観測所として遠軽地域気象観測所と丸瀬布地域気象観測所があります(p. 31)が、降雨時調査時における時間最大降水量について、遠軽気象観測所のデータを使用するとした理由をご教示ください。	対象事業実施区域からの距離を比較した際、「遠軽地域気象観測所」が約8km、「丸瀬布地域気象観測所」が約11kmであったことから、より最寄りの気象観測所として「遠軽地域気象観測所」を選定いたしました。
4-23	193	図4. 2-2(1) 水環境の調査位置 (浮遊物質量及び流れの状況)	1次	対象事業実施区域の一部(風力発電機No. 8の南側、No.10の西側、No. 12の周囲及び対象事業実施区域の南端)が図に示されているどの集水域からも外れていますが、当該対象事業実施区域は土地の改変をしないということでしょうか。これらの範囲を網羅するよう調査地点が設定されていないことを妥当とする根拠をご教示ください。	現時点における改変予定箇所は方法書p. 6のとおりであり、方法書p. 193に図示しております集水域で網羅されていると考えます。対象事業実施区域の内、どの集水域にも含まれない範囲は現時点においては改変を予定しておりませんが、今後の事業計画の詳細検討により、万一ご指摘の範囲における改変が想定された場合には、安全を確保したアクセスが可能かどうか確認した上で、湧別川の支流における追加調査を実施いたします。
			2次		
			3次	水質6の集水域について一部が佐藤川の上流域と重なっており、正しい範囲となっていない可能性があります。今後行われる踏査結果等を踏まえ、準備書段階では河川の流域又は集水域の範囲を修正する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	水質6の集水域について、別添資料北海道3次04-23のとおり修正いたしました。今後の図書において適切に記載いたします。
4-24	194	図4. 2-2(2) 水環境の調査位置 (土質)	1次	調査地点は、対象事業実施区域内の全ての土質を網羅するよう設定されていませんが、妥当な調査地点が設定されていると判断された根拠をお示しください。	土質調査地点については、対象事業実施区域に分布する表層地質の状況を元に検討いたしました。なお、別添資料北海道1次04-24のとおり、「安山岩質岩石」における土質4及び「凝灰岩質岩石」における土質5を追加いたします。
追加 4-42	195	表4. 2-2(16) 調査、予測及び評価の手法 (その他の環境)	1次		
			2次	①5. 調査期間等の現地調査を実施する「土地利用及び地形の状況が適切に把握できる時期」とは具体的にいつ頃であるか、理由と併せてご教示ください。 ②10. 評価の手法において参考にするとしているドイツの指針値について、実際の気象条件等を考慮する場合にはなく考慮しない場合の指針値を記載していますが、このとおりに評価を実施するという理解でよろしいでしょうか。	①風車の影の影響が生じ得る時期は、風車及び太陽との位置関係により、各住居で異なりますため、今後風車の影のかかる時間について予測を行い、その結果を基に現地調査の対象住居及び土地使用の状況が適切に把握できる時期を検討いたします。 ②ご理解のとおり、国内には風車の影に関する目標値や指針値等が無いことから、海外のガイドラインの指針値(実際の気象条件を考慮しない条件において、年間30時間または1日30分を超えない)を環境保全目標値に設定し、予測及び評価を実施いたします。
			3次	2次質問の回答で示した指針値を超えた場合、どのような環境保全措置を検討しているのか、現時点での想定で構いませんので、ご教示ください。	仮に予測結果において指針値を超えた場合、現地の樹木等の遮蔽状況を確認した上で、カーテンやブラインドの設置を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-25	199	表4.2-2(19) 調査、予測及び評価の手法 (動物)	1次	<p>表下部において「※「陸上風力発電事業の環境影響評価におけるクマタカ・チュウヒの取扱いに関する検討会」(環境省HP、閲覧：令和6年2月)により、1営業期目の結果を踏まえ、以降の調査を最適化するものとした。」とあり、当該検討会の資料 (http://assess.env.go.jp/4_kentou/4-1_kentou/reportdetail.html?kid=1052#shidai 令和5年3月資料3 p.16)では「1営業期目の調査結果から基本的考え方を満たす場合、風車サイト周辺のクマタカチュウヒ繁殖個体では以降の調査や予測・評価は不要とする。」とあり、また、「いずれかの環境影響項目で基本的な考え方を満たさない」場合は「事業影響や環境保全措置の検討に資する情報収集のため、2営業期目の調査を継続。ただし、把握すべき情報の収集に重点化した最適化を検討可能」などの記載へと続くフローが掲載されています。クマタカ及びチュウヒの繁殖が確認された場合は、当該フローに基づき調査期間を設定するということでしょうか。</p> <p>また、クマタカ及びチュウヒ以外の希少猛禽類について繁殖が確認された場合の調査期間については、どのように設定するのか、ご教示ください。</p> <p>なお、希少猛禽類の調査期間について、「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについてー」(環境省自然環境局野生生物課、平成24年12月)では「行動を明らかにし、保全措置を検討するには、営巣場所の発見及び少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営業期の調査が望ましい。つまり、2営業期を含む1.5年以上の調査を行う」との記述があり、また、p.173ページの専門家意見においてもオジロワシやクマタカの「調査期間は2営業期+半年は確実なものとして実施すること」との意見がありますので、これらを踏まえた上での回答としてください。</p>	<p>クマタカ及びチュウヒの繁殖が確認された場合は、当該検討会の資料の調査フローに基づき調査期間を設定する方針としております。一方、オジロワシについては専門家ヒアリングにて繁殖が確実であるのご意見をいただいていることから、ご意見のとおり2営業期+半年を含む1.5年の期間を前提として調査を実施いたします。また、その他の希少猛禽類についてはその調査期間に包含されるものと考えております。</p>
			2次	<p>①当該地域におけるオジロワシ等、猛禽類の「営業期」について、いつ頃を想定しているか、種別に、おおよその月数をご教示ください。営業期には個体差があることを考えると、「2営業期+半年」が必ずしも1.5年の期間に収まるとは考えにくいですが、本調査期間で確実に2営業期+半年を網羅できるのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②その他の希少猛禽類についてはその調査期間に包含されるものと考えているとのことですが、その他の希少猛禽類(フローに基づき判断されるクマタカ・チュウヒを除く。)の調査期間についても、繁殖の有無などにより、つがいの行動圏や飛行頻度は年によって変動することから、2営業期を含む1.5年の調査を基本として実施されるという理解でよろしいでしょうか。p.173の専門家Cからの意見において、「調査期間については2営業期+半年は確実なものとして実施すること」と指摘があったことも踏まえ、お答えください。</p>	<p>①希少猛禽類の営業期については、繁殖期を基準として想定しております。具体的にはクマタカ(2~8月)、オオタカ(3~8月)、ハイタカ(4~8月)、ハチクマ(5~9月)、オジロワシ(1~8月)、ハヤブサ(1月~8月)を想定しております。オジロワシは個体差を含めて1~8月を1営業期として想定し、2営業期+半年の実施を想定しています。</p> <p>②その他の希少猛禽類についても想定される最大の調査期間としてはオジロワシの2営業期+半年に包含されるものと考えております。希少猛禽類の確認状況に応じて調査の実施期間を検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-26	200	表4. 2-2(20) 調査、予測及び評価の手法 (動物)	1次	「6. 予測の基本的な手法」で、鳥類の衝突については環境省の手引等に基づき定量的に予測することが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られると思われる。したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと考えますが、今後の、貴社の対応方針を回答願います。	対象事業実施区域全体も含めた形で、メッシュごと(1メッシュあたり250m×250m)の年間予測衝突数について推定し、その結果を地図上に可視化し準備書においてお示しいたします。それらの結果も鑑みたく、その他の要因も考え合わせ、総合的に風力発電機の配置を検討いたします。
			2次	水の濁りに起因する水生生物(魚類、底生動物)への環境について、どの程度の濁りが生じたら、どのような水生生物にどの程度の影響が生じるのか、という知見は現段階で得られているのでしょうか。	水の濁りについては人間活動に起因するものだけでなく、出水にともなう河床の巻き上げや河岸崩壊等の自然現象等様々な要因で発生するものと考えております。これらの濁りは一時的なものですが、濃度や継続時間によっては生体への直接的な影響とともに河床環境の変化や餌資源の劣化等の間接的な影響を与える可能性があります。魚類の例として村岡ら(2012)では、アユを対象に個体の鰓に付着した懸濁物質の質量と粒度組成の違いに着目した評価を実施しており、高濃度の濁りに曝された魚は特定の大きさの粒子の影響を強く受けることを考察しております。ただし、種によって影響の度合いが異なるため、準備書では現地調査で確認された重要な種に応じて予測を実施いたします。
4-27	201	表4. 2-2(21-1) 調査の手法及び内容 (動物)	1次	①小型哺乳類捕獲調査において、シャーマントラップを各20個設置し、墜落缶を適宜設置すると記載されていますが、墜落缶の設置数は一地点あたり(環境区分毎に)少なくとも20~30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適切な手法による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。 ②トラップ類の設置夜数が記載されていませんが、何晩設置する予定でしょうか。また、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考えると、回収時のみの確認とした場合は、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられますが、確認頻度についてどのように考えるか、あわせて伺います。 ③昆虫類の調査について、風力発電機の存在や尾根への建設による影響が懸念される飛翔性昆虫及び吹上昆虫についても調査を実施していただきたいのですが、事業者の見解を伺います。なお、調査を実施される場合は、ブレードの高さも含めて実施されるのかについても見解をお示しください。	①小型哺乳類捕獲調査時の地点とは異なる場所に墜落缶を適宜設定するため、地点あたり20~30個とする定量的な手法ではなく、生息する可能性のある種を確認するための補足的な調査として位置付けております。墜落缶についてはトガリネズミ類の生息環境である湿潤で落葉や腐植層が厚く堆積した草地や林地等が確認された場所を対象とし、捕獲の有無の確認を速やかにし、極力餓死の可能性を低減できるように、確認された環境毎に10個程度設置する予定です。墜落缶についてはトガリネズミ類に適した口径や深さのものを使用いたします。なお、設置数については出羽ら(2016)の設置数を参考といたしました。 ②シャーマントラップは2晩設置とし、1晩単位で捕獲の有無を確認いたします。捕獲されている場合は速やかに記録・放獣し、対象種への負担を軽減いたします。 ③飛翔性昆虫や吹上昆虫についてはFITを空中に設置する調査や尾根に設置するマレーゼトラップ調査等の実施を検討いたしました。採集されたサンプルは種レベルの同定が困難である場合があり、予測評価が困難であることなどから、実施しない考えです。
			2次	①コウモリ類の捕獲にかすみ網を使用する可能性があります。鳥類を錯誤捕獲してしまうことはないでしょうか。鳥類の保護のため、調査においても配慮が必要と考えますが、これまでの別事業での経験等があれば、錯誤捕獲の可能性や、今回の事業において実施を予定している防止策があればその内容をご教示ください。 ②バットディテクターによる夜間踏査調査においては、フルスペクトラム方式を用いる予定でしょうか。 ③音声モニタリング調査は「春~秋に実施する」とありますが、これは開始日から終了日まで、24時間連続的に録音を行うという意味でしょうか。 ④音声モニタリング調査について、風況観測塔と樹高樺への取り付けにより行われるとのことですが、p. 206のBD1~BD3のいずれが風況観測塔になるのでしょうか。	①かすみ網及びハーブトラップについても鳥類の錯誤捕獲の可能性は存在すると思われませんが、コウモリ類も含めて捕獲時には調査員が常駐し、10分間に1回程度見回りを行うことで、生体への影響を最小限とするようにいたします。 ②バットディテクターはフルスペクトラム方式を用いる予定です。 ③音声モニタリング調査については24時間連続で録音を実施いたします。 ④風況観測塔の位置は現時点ではBD2を想定しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-43	202	表4. 2-2(21-2) 調査の手法及び内容 (動物)	1次	①風力発電機には航空障害灯を設置するものと思われ ますが、ライトトラップで確認できる昆虫は、当該航 空障害灯に引き寄せられることが懸念されないでし ょうか。ライトトラップ等による昆虫類の調査結果を、 どのように生かして、昆虫類への影響の低減策を検討 するのか、今後の見通しについてご教示ください。 ②一部の地表性の昆虫を除く昆虫類全般は飛翔しま すが、特に、昆虫類の内、この地域に生息している可 能性のある希少種がどの程度の高度で飛翔するのにか ついて、文献調査や現地調査を行う予定があるかにつ いてご教示ください。 ③定性採集法による調査を実施することとしている底 生動物について、水生昆虫は採集・同定の対象とされ ているものかご教示いただくとともに、対象としない 場合は対象としないこととした理由をご教示くださ い。	①正の走光性を有する昆虫では光源に誘引される可 能性がありますが、航空障害灯に用いられるLED白色灯へ の誘引に関する文献等は確認できておりません。引き 続き、文献及び資料収集に努めてまいります。 ②現地調査で確認した重要な種について、文献により 飛翔高度が確認できる場合は記載を検討いたします。 ③底生動物については水生昆虫も調査対象といたしま す。
			2次		
4-28	203	表4. 2-2(26) 鳥類調査地点 設定根拠(希 少猛禽類調 査) 表4. 2-2(26) 鳥類調査地点 設定根拠(希 少猛禽類調 査)	1次	資料編の資料3の視野範囲図を見ると、風力発電機設 置が予定されている箇所の地上視野がいくつか確保で きていない地点があります。 採餌等の行動が連続で確認できなくなる可能性があり ますが、任意定点等により補完する予定はあるので しょうか。 死角を残したまま調査すると見逃しが発生する可能性 があり、そうした場合、見逃された重要種に対しては 調査がされないことになるため、上空及び地上の鳥類 の利用状況を評価できるような調査設計が必要と考え ますが、視野の確保について、事業者の見解を伺いま す。	各地点からの上空視野及び地上視野については、大型 猛禽類の種や行動等の観察が概ね可能となる半径5kmの 範囲を対象に、GISを使用し机上計算により算出してお ります。 採餌行動などの地上付近での行動、利用状況を把握す るためには地上視野も重要であることから、今後の現 地調査に際しては現地での見晴らし状況や出現状況を 踏まえて、適宜地点の追加等を検討いたします。
			2次	確認ですが、現地調査実施時に見晴らし状況や出現状 況を踏まえて、適宜地点を追加する等により、調査範 囲の上空視野及び地上視野(特に風車設置予定位置及 びその周辺)が網羅されるということでもよかったです でしょうか。	
4-29	204	表4. 2-2(28) 昆虫類調査地 点設定根拠 (ピット フォールト ラップ法・ラ イトトラップ 法による調 査)	1次	専門家ヒアリングで留意が必要な種がいくつか挙げら れており、本ヒアリングの後段「調査地点を代表的な 植生ごとに1地点とするほうが現実的」の意見を基に 調査地点を設定していると思われます。しかし、対象 事業実施区域内を占める植林地(トドマツ植林)の割 合が大きいため、もう1地点追加してもよいと考えま すが、事業者の見解を伺います。	ヒアリング結果に基づき1地点としておりますが、現地 の状況を確認し、トドマツ植林が同様の環境と判断で きない等の場合は、地点の追加を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-30	205 207 211 212 221 231	図4. 2-4(1)(3)(7)(8) 動物の調査位置 図4. 2-5(1) 植物の調査範囲 (植物相及び植生) 図. 4. 2-6(3) 生態系の調査位置	1次	①それぞれの調査の踏査ルートが車両通行が可能な部分が大半を占めていますが、現踏査ルートのみで区域内を網羅することは可能なのでしょうか。 ②特に、植生自然度9が分布する区域西部については網羅的な調査が必要と考えますが、現時点で想定している踏査ルート以外のルートも踏査する予定がある場合は、そのルートの選定基準についても合わせてお示しください。 ③車両通行を想定した改変予定箇所が区域中部に存在しますが、改変を予定している以上、こちらも踏査する必要があるのではないのでしょうか。	①②③現地確認時に車両もしくは徒歩にて通行可能であると判断したルートを図示しておりますが、現踏査ルートに加えて、現地調査時には踏査可能な範囲を網羅的に実施する方針としております。特に改変区域や植生自然度9が分布する区域西部については、より注意し調査を実施いたします。
			2次	①「踏査可能な範囲」を網羅的に実施する方針としていたのですが、どのような地形・環境である場合に踏査不可能と判断するのか、具体的な基準をご教示ください。 ②調査できなかった箇所は改変区域に含めないという認識でよろしかったのでしょうか。 仮に、調査できない箇所についても改変区域に加える可能性がある場合は、調査できなかった箇所の情報をどのように補完するのか、事業者の見解をご教示ください。 ③専門家Dからの意見(p. 174)において、「踏査範囲についても安全面を考慮した上で、風車設置位置となる尾根も可能な限り踏査すること」と指摘があり、事業者の対応として「現地調査実施の際、参考にいたします」としておりますが、このとおり尾根部について可能な限り踏査をされる予定か、ご教示ください。	①急傾斜地や崖地といった、安全上調査員が侵入不可となる箇所はどの調査項目においても原則踏査不可能といたしますが、踏査ルートは調査項目に応じて適宜判断いたします。 ②改変区域は可能な限り調査する範囲に含めるように検討いたします。仮に踏査不可とした箇所が改変区域であった場合は隣接する同様の植生をもとに、生育の可能性がある重要種の情報等を加味して予測を実施することを考えています。また、測量等が行われる場合には、測量ルートを利用しながら、安全対策を講じた上、踏査を実施します。 ③尾根部については可能な限り踏査するように努めます。
			3次	2次回答②について、仮に踏査不可とした箇所が改変区域であった場合は隣接する同様の植生をもとに、生育の可能性がある重要種の情報等を加味して予測を実施することを考えている旨の回答がありましたが、 ①本回答は植物のみを対象とした回答と思われます。動物についての回答をお願いします。 ②植物について、特に草本の生育状況については、現地を踏査しなければ、把握することは困難であると考えられますが、事業者の見解を伺います。 また、調査ができなかった箇所においても改変を行う可能性があるという回答と理解してよろしいでしょうか。	①動物についても同様の認識であることから、以下のとおり、回答を修正いたします。 ・改変区域は可能な限り調査する範囲に含めるように検討いたします。仮に踏査不可とした箇所が改変区域であった場合は隣接する同様の植生をもとに、生育・生息の可能性がある重要種の情報等を加味して予測を実施することを考えております。また、測量等が行われる場合には、測量ルートを利用しながら、安全対策を講じた上、踏査を実施いたします。 ②原則、改変区域については踏査を実施いたします。調査ができなかった箇所については、極力、改変区域としない方針といたします。
追加 4-44	208	図4. 2-4(4) 動物の調査位置 (鳥類：ICレコーダーによる録音調査)	1次		
			2次	専門家Cからの意見(p. 173)において、フクロウ類に関しては「設置地点は対象とするエリア内を1km以内の間隔で網羅できるように設定する必要がある」と指摘があり、事業者の対応として「ご助言を踏まえ、ICレコーダー調査を表4. 2-2(21)及び図4. 2-4(4)のとおり設定いたしました」としております。しかし、当該図においては、設置地点が1km以内の間隔となっているか判断できませんので、その理由についてご教示ください。	鳥類のICレコーダーの設置地点については対象事業実施区域内のエゾイタヤ・シナノキ群落に設定するようにしており、調査地点から半径1kmで植生全体が網羅されると認識しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-31	213	図4. 2-4(9) 動物の調査位置 (魚類及び底生動物)	1次	風力発電機設置予定位置と河川が重複している箇所があります。直接変更の可能性があるのならば、少なくとも風力発電機周辺を調査地点として選定する必要がありますと考えますが、事業者の見解をご教示ください。	Q3-1の回答のとおり、本方法書の作成に当たっては、文献資料調査として、国土交通省作成の「国土数値情報（河川データ）」に基づく河川データを記載しております。一方で事業計画の検討時における現地踏査や環境アセスメントデータベースEADAS（イダス）及び国土地理院地図においては河川上流の水流が見られませんでした。 なお、河川における直接変更がないことを確認するため、今後の環境調査においては常時水流の状況を確認し、準備書においてお示しいたします。また、その結果を踏まえ水環境並びに魚類及び底生動物への影響を予測及び評価いたします。
			2次	①現地調査の際に常時水流が確認された場合は現在の風力発電機設置予定位置を変更するということでしょうか。 常時水流がなく、一時的な水流であったとしても動物が利用する可能性があることや、一時的とはいえ濁流が発生する可能性があることを踏まえると、本図書における河川と設置予定位置の重複箇所は調査地点とする必要があると考えます。 以上を踏まえ、改めて事業者の見解をご教示ください。 ②雪解け水によって早春にのみ出現する沢が本区域に存在する可能性が考えられるものと思われま。1次回答において「今後の環境調査においては常時水流の状況を確認し」とありますが、早春に、このような沢の出現状況を確認される予定でしょうか。確認をされない場合、確認をしなくても適切に環境影響を評価できると考える事業者の見解についても併せてご教示ください。 ③沢筋への発電機の設置は自然環境保全の観点のみならず、防災上も支障があるため避けるべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	①ご理解の通り、現地調査の際に常時水流が確認された場合は、現在の風力発電機設置位置を変更いたします。また、水流が確認された場合は、調査地点の追加を検討いたします。 ②早春季は魚類・底生動物の調査は予定しておりません。沢の出現状況については両生類の春季調査において状況を把握いたします。 ③ご指摘の通り、沢筋への発電機の設置は好ましくないと考えますので、航空レーザー測量による地形把握により風力発電機設置位置を計画してまいります。
4-32	221	図4. 2-5(1) 植物の調査範囲 (植物相及び植生)	1次	植生調査のコードラートが図示されていません。現地及び事業計画の状況を踏まえ適宜設定することですが、具体的な設定条件が分からないので、「現地及び事業計画の状況を踏まえ適宜設定」を具体的に説明してください。	植生調査時に、分布している植物群落の状況等(構成樹種、樹高や下層植生)を踏まえて各群落の典型部分を選び、コードラートを設定いたします。各植物群落の広がりや分布にもよりますが、一つの植物群落について、1～3か所程度のコードラートを設定する予定です。
			2次	1次回答について、トドマツやアカエゾマツの植林に8基の風力発電機が設置される予定となっていることから、重要種の見落としがないうように、これらの設置箇所周辺においては1～3箇所程度のコードラートとせず、各風力発電機設置想定位置にコードラートを設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	トドマツやアカエゾマツの植林内に風力発電機が設置される予定となっている箇所については、重要種の見落としがないうように重点的に踏査を行います。
			3次	トドマツやアカエゾマツの植林内に設置される予定となっている箇所についての見解は確認できましたが、区域西部のエゾイタヤ-シナノキ群落や下部針広混交林、チシマザサ-クマイザサ群落においても同様に重点的な踏査が行われるという認識でよろしかったでしょうか。 また、資材運搬路など新たに造成される箇所においても同様に踏査が行われるものと考えてよいか、併せてご教示ください。	任意踏査を実施する動植物調査については、5万分の1植生図における区域西部のエゾイタヤ-シナノキ群落や下部針広混交林、チシマザサ-クマイザサ群落においても変更区域を中心に重点的な踏査を実施いたします。植生調査では、エゾイタヤ-シナノキ群落、下部針広混交林等調査範囲に分布する植生については、各植物群落の広がりや分布によって1～3か所程度のコードラートを設定し、現況を把握する想定です。 風車造成箇所のほか資材運搬路等、新たに造成される箇所を改変区域として設定しており、Q4-30のとおり、当該改変区域については原則、踏査を実施することとしております。また、改変区域の内、仮に踏査不可の箇所があった場合には、極力、改変区域としない方針としており、それでも踏査できない改変区域が生じた場合には、隣接する同様の植生をもとに、生育の可能性のある重要種の情報等を加味して予測を行うこととしております。これらのことから、適切に植物の調査を行うことができると考えておりますが、現時点では詳細な踏査ルートを設定できておりません。今後、現地状況を踏まえ、可能な限り改変区域を網羅できる踏査ルートとなるよう設定いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-33	226	表4. 2-2(36) 注目種選定マトリクス表 (生態系)	1次	173ページに、「オジロワシの繁殖については確実」である旨の専門家意見があることを考えると、オジロワシにおける評価基準の「年間を通じて生息が確認できる」と「繁殖している可能性が高い」の項目は「○」となり得るのではないのでしょうか。 このことについて事業者の見解を伺うとともに、選定された種(クマタカ・カラ類)は本地域を特徴づける生態系の上位性種として適切か、事業者の見解を伺います。	ご指摘を踏まえ、オジロワシにおける評価基準の「年間を通じて生息が確認できる」と「繁殖している可能性が高い」の項目を「○」と修正させていただきます。なお、オジロワシは魚食性であるため、主な環境が山地である対象事業実施区域を主要な餌場とするとは考えにくく、餌場の観点も含めると本地域を特徴づける生態系の上位性の注目種としてはクマタカが適切であると判断しております。
4-34	230	図4. 2-6(2) 生態系の調査位置 (クマタカの餌資源調査)	1次	「8 トドマツ植林」及び「アカエゾマツ植林」に含まれる調査地点が1箇所のみとなっておりますが、対象事業実施区域内を占める植林地(トドマツ植林)の割合に対し少なくないでしょうか。もう1地点追加してもよいと考えますが、事業者の見解を伺います。	ヒアリング結果に基づき1地点としておりますが、現地の状況を確認し、トドマツ植林が同様の環境と判断できない等の場合は、地点の追加を検討いたします。
4-35	237	表4. 2-2(42) 調査、予測及び評価の手法 (景観)	1次	現地調査を行う「新緑期、展葉期、落葉期、積雪期」はそれぞれ何月を想定しているのか、ご教示ください。	新緑期は4～6月、展葉期は7～8月、落葉期は11～12月、積雪期は1～3月を想定しておりますが、調査年の気候や天候、植生の状況も考慮し、季節による眺望の変化が適切に把握できる時期に現地調査を行います。
4-36	238	表4. 2-2(43) 調査、予測及び評価の手法 (景観)	1次	予測の基本的な手法について、「フォトモニタージュ法により、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測する」とありますが、その際、地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモニタージュを活用したアンケートは実施されるでしょうか。影響予測の手法について具体的に教示願います。	住民説明会等を通じ意見聴取に努めることから、現時点においてはフォトモニタージュを活用したアンケートの実施は予定しておりません。 影響予測の手法については、個々人の立場や嗜好など主観に左右されることのない、定量的・客観的な手法を用いることが適切であると考えております。具体的には、今後の手続きにおいて、垂直視野角の算出や、景観資源との位置関係を整理すること等を予定しております。
			2次	①住民説明会等を通じて意見聴取に努めるとのことですが、調査地点の中には町外の人でも利用する施設があることや、住民説明会に参加していない住民もいることから、施設の利用者に直接アンケートを実施することは、実態をつかむうえで有効な方法であると考えますが、事業者の見解を伺います。 ②また、主観に左右されない手法を取り入れることも重要ですが、住民や地域の施設等の利用者にとっては、生活の中にこれまでなかった風力発電機が常に視認されることになり、視覚的な変化が大きくなります。数値のみで影響の有無を判断するのではなく、地元の見解を取り入れながら事業を進めることで地元理解も進むのではないかと考えますが、事業者の見解を伺います。 ③フォトモニタージュ作成の際は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分ごとに四季(春季・夏季・秋季・冬季)を通して撮影した写真で複数枚作成してください。	①今後の手続きにおいて現地調査及び予測を実施し、眺望景観に重大な影響が生じる可能性のある施設が確認された場合には、施設管理者に説明を行った上で意見聴取に努め、ご意見をいただいた場合には適切に対応いたします。 ②住民説明会等の場を通じて意見聴取に努めるとともに、いただいたご意見も参考としながら事業計画を検討いたします。 ③フォトモニタージュの作成の際には、風力発電機が視認しやすい晴天の日を想定し、4季を通して撮影した写真を用います。
4-37	239	表4. 2-2(44) 景観調査地点の設定根拠	1次	可視領域図で不可視であることから眺望岩を景観調査地点から除外していますが、眺望岩のどの地点からの眺望を想定して不可視としているのでしょうか。岩は地上から約78メートルの高さがあり、頂上に登ることもできることから、頂上からの眺望についても考慮するべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	可視領域は国土地理院のメッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析により計算しており、眺望岩の頂上の標高も反映されております。そのため、地上から約78mの頂上の高さも考慮した上で、地形的に不可視であることを確認しております。
			2次	道の駅遠軽森のオホーツクはスキー場も併設されていますが、グレンデ頂上からの眺望は可視領域に含まれているのでしょうか。	道の駅遠軽森のオホーツクに併設されているえんがるロックバレースキー場のグレンデ頂上は、可視領域図において可視となっております。道の駅えんがる森のオホーツクの調査を実施する際にはスキー場も合わせて調査を実施いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-45	240 241	図4. 2-7(1) 景観の調査位置図、 4. 2-7(2) 調査及び予測評価の対象としない眺望点	1次		
			2次	p. 162の関係法令等による規制状況のまとめで遠軽町の環境緑地保護地区に○印が付されており、これは宮前環境緑地保護地区を指しているものと考えます。当該区域は、垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲（今回は10.4km内）に含まれると思われますが、当該地区は、主要な眺望点に該当しないか、事業者の見解を伺います。	「3. 2. 8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容」の「2. 自然関係法令等」に記載のとおり、対象事業実施区域及びその周囲に環境緑地保護地区は存在せず、宮前環境緑地保護地区についても開発行為等は行わないため、北海道自然環境等保全条例の規制や規則の対象にならないと理解しております。また、公的HP等において眺望に関する情報が得られなかったことから主要な眺望点に選定しておりません。今後も引き続き情報収集に努め、眺望に関する情報が得られた場合には主要な眺望点への追加を検討いたします。
4-38	242 244	表4. 2-2(45)・(47) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）	1次	調査の基本的な手法として、「自治体のホームページや観光パンフレット等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。」とされており、また、「聞き取りにより、文献その他の資料調査を補足する。」とされていますが、人と自然との触れ合いの活動の場の抽出にあたり、関係自治体や関係団体にヒアリングを実施されますでしょうか。実施しない場合はヒアリングをせず人と自然とのふれあい活動の場が網羅できると考える理由についてお示しください。	人と自然との触れ合いの活動の場の選定にあたって、03-7の回答のとおり、現段階では関係市町村等へのヒアリングは実施しておりません。本方法書に対する関係機関や地元の方からのご意見を踏まえ、現地調査前に改めて関係市町村に直近の状況を含めてヒアリングの上、最終的な調査地点を検討いたします。
4-39	242 244	表4. 2-2(45) (47) 調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）	1次	現地調査期間の「利用状況を考慮した時期に1回」は、それぞれの地点でどの時期を想定しているのでしょうか。	調査時期については、各調査地点の利用可能時期や、オホーツク総合振興局により公表されている「観光入込客数調査」を始めとした対象事業実施区域の周囲の入込状況、本方法書に対する意見等を踏まえて、最終的な調査時期を設定いたします。また、景観をはじめとする他項目の現地調査時等にも随時利用状況や周辺道路の混雑状況を確認するとともに、関係市町村に対し利用状況の傾向についてもヒアリングを行うことで、通年の利用状況を確認する方針です。
4-40	247	表4. 2-2(50) 調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）	1次	「環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物及び残土の発生量を予測する」との記載がありますが、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」では、産業廃棄物については「発生量に加えて最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査、予測を行う。」、残土については「発生量に加えて最終処分量、再使用量の把握を通じた調査、予測を行う。」とされているため、発生量のほか、これらの予測が必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	産業廃棄物については発生量だけでなく、中間処理の把握も含めて、有効利用量及び処分量についても予測いたします。残土についても発生量だけでなく、盛土による再使用量も踏まえた最終処分量を予測いたします。

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-1	-	意見概要 No. 23	1次		
			2次		
			3次	意見には、119林班の「小班ぬ」に樹齢75年、「小班り」、「小班る」、「小班ほ」に樹齢103年の広葉樹が残されていることの記載があり、仮に現存している場合には、p. 6に示される改変予定箇所（道路）及び風力発電機に近接又は重複していることから、伐採することとなる可能性があるものと思われます。 https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/keikaku/other/attach/pdf/abasiriseibu_kihonzu-440.pdf 事業者の見解においては、西部森林管理署と相談の上、環境調査等の結果も踏まえ、伐採面積を極力削減する等をするとのことですが、一定程度の胸高直径以上の樹木は伐採しないことや、樹洞のある樹木は伐採しないことなど、伐採を回避する目安がありましたら、現段階での想定をご教示ください。	一般的に巨樹と判断される胸高直径100cm以上の樹木は極力伐採しないように配慮いたします。また、樹洞のある樹木については、希少な動物の生息・営巣環境等の状況を確認した場合には伐採を回避することを検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-2	-	意見概要 No. 37	1次		
			2次		
			3次	「希少猛禽類」の調査と「鳥類の渡り時の移動経路」の調査は同日ではなく別々の日に行うべきとの意見に対する回答が「事業者の見解」から読み取れませんので、改めて、別々の日に行う予定であるのかどうかについて伺います。	「希少猛禽類」の調査と「鳥類の渡り時の移動経路」の調査は原則的に異なる日程で実施いたします。
5-3	-	意見概要 No. 41	1次		
			2次		
			3次	「事業者の見解」には「現地調査を踏まえ、適切な環境保全措置を検討」とありますが、アメリカでの事例のように、大型風車のブレードを黒く塗るといった対策を積極的に取り入れていただきたい旨の意見に対応する見解になっていないので、大型風車のブレードを黒く塗るといった対策を積極的に取り入れる計画としているのか、改めて事業者の見解をご教示ください。	大型風車のブレードを黒く塗るといった対策について、取り入れられるか風力発電機メーカーへ確認いたします。なお、景観の観点からは望ましくない可能性がございますので、オジロワシ等の希少猛禽類の衝突リスクを踏まえて検討してまいります。
5-4	-	意見概要 No. 67	1次		
			2次		
			3次	意見書の提出方法について、メールでの受付も行うように改善すべきという意見に対して、メールシステムにより自動的に弾かれるなどメールが届かない可能性があることを理由に、メールでの意見受付はしない旨の見解が示されていますが、今回の方法書手続きで発生した意見書を封入した封筒が返送される事態を受けて、このような意見に向き合う必要はないでしょうか。メールでの受信に不安がある場合、例えば、インターネット上の入力フォームにより意見を受け付ける方法が考えられますが、このような方法においても不具合が生じる可能性があるのでしょうか。事業者の見解を伺います。	インターネット上の入力フォームにより意見を受け付ける方法について、セキュリティを掛けない状態では、一日に1,000通以上の問い合わせが届きます。その内容はほとんど意味のない文字列もしくは意味不明の外国語となっております。また、時間経過とともに問い合わせの受信数も段々増えてきますので、セキュリティを掛けなければなりません。しかしながら、セキュリティが掛かった状態では、メールシステムと同様に自動的に弾かれる可能性がございます。意見書を漏れなく全て受け付けるために入力フォームでの対応は難しいと考えております。
5-5	-	意見概要 No. 73	1次		
			2次		
			3次	本意見で求めているのは、地元関係機関等を含めた協議会の設置に関するものですが、「事業者の見解」には協議会に関する記載がありません。本意見を受け、協議会の設置についてどのように考えているのか、事業者の見解をご教示ください。	環境影響評価手続きにて、住民説明会および意見受付、市町村意見の照会、北海道環境影響評価審議会、経済産業省電力安全課による風力部会によって事業に係る環境保全について審査を受けるプロセスとなっております。また、意見受付より野鳥の会オホーツク支部へ面談を行う、2025年初頭頃や今後の準備書の公告縦覧前に開催する説明会を予定するなど、今後も、あらゆる機会を踏まえて関係自治体や住民の方々と相互理解に努めていくこととしており、このため協議会の設置は予定しておりません。
5-6	-	意見概要 No. 76	1次		
			2次		
			3次	除草剤埋立て地や、金山廃坑道に対し、最低限の配慮は必要であるとの意見に対し、現地の状況に応じて適宜追加を検討するとの事業者の見解が示されていますが、それぞれ、具体的に、どのような場合にどのような調査を想定されているかをお示しください。	現地の状況に応じて適宜追加を検討するとの見解は、ナキウサギ、ニホンザリガニ、クマタカ、オジロワシ、ハチクマ等猛禽類の環境調査に関してになります。除草剤埋立て地については、意見概要No. 60, No71の通り、詳細は公表されていないとの事ですが、本事業の改変等により埋設地へ影響が懸念される場合は、事業地として貸付手続きはできないものであるとの回答を網走西部森林管理署からいただいております。また、金山廃坑道に対しても網走西部森林管理署へ確認の上、風力発電機の建設予定地について協議を重ねて、適切な場所への建設を計画してまいります。